官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇八）　一
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（同一〇九）　六
〔法規的告示〕
○透過写真撮影業務特別教育規程の一部を改正する件（厚生労働二八七）　九
○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（農林水産一五九六）　一〇
〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二八二）　一〇
〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責関係　一四
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第二十二条第二号、第五十九条第三項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別教育を必要とする業務）	（特別教育を必要とする業務）
第三十六条　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。	**第三十六条**　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。
一～二十七　（略）	一～二十七　（略）
二十八　エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務（装置の内部にのみ管理区域（電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。）第三条第一項に規定する管理区域をいう。次号及び第二十八号の三において同じ。）が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務を除く。）	二十八　エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務

二十八の二　加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設をいう。）、再処理施設（同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。）又は使用施設等（同法第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十一条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）をいう。）の管理区域内において核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。次号において同じ。）若しくは使用済燃料（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第十項に規定する使用済燃料をいう。次号において同じ。）又はこれらによつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。次号において同じ。）を取り扱う業務	二十八の二　加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設をいう。）、再処理施設（同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。）又は使用施設等（同法第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十一条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）をいう。）の管理区域（電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。）第三条第一項に規定する管理区域をいう。次号において同じ。）内において核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。次号において同じ。）若しくは使用済燃料（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第十項に規定する使用済燃料をいう。次号において同じ。）又はこれらによつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。次号において同じ。）を取り扱う業務
二十八の三～四十一　（略）	二十八の三～四十一　（略）

様式第二十七号を次のように改める。

様式第27号（別表第7関係）

放射線装置摘要書

事業場の名称		
放射線装置	種類	
	用途	
	台数	
	性能	
上欄の放射線装置による健康障害を防止するための設備の概要		

備考

1　「種類」の欄には、次の区分により記入すること。
エックス線装置……医療用のエックス線装置、工業用等のエックス線装置
荷電粒子を加速する装置……サイクロトロン、ベータトロン、シンクロトロン、シンクロサイクロトロン、ファンデグラーフ型加速装置、コッククロフトウルトン型加速装置、直線加速装置、その他荷電粒子を加速する装置
エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の装置……ガス抜き等の装置
放射性物質を装備している機器……ガンマ線照射装置、その他放射性物質を装備している機器

2　「用途」の欄には、次の区分により記入すること。ただし、「その他医療用」は、臨床研究、治験、医療従事者又は獣医療従事者の養成又は教育訓練、死因究明等の用を含む。
医療用のエックス線装置……診断用、治療用、その他医療用
工業用等のエックス線装置……非破壊検査用（撮影用）、非破壊検査用（透視用）、分析用、その他
荷電粒子を加速する装置……医療用、非破壊検査用、その他の研究用、その他
放射性物質を装備している機器……医療用、非破壊検査用、その他の研究用、その他

3　「性能」の欄には、次の事項を記入すること。
エックス線装置……定格出力
荷電粒子を加速する装置……放射線の種類、得られるエネルギー（MeV）
放射性物質を装備している機器……装備される放射性物質中の放射性同位元素の種類及び数量（ベクレル）

4　「上欄の放射線装置による健康障害を防止するための設備の概要」の欄には、当該放射線装置を設置する室の壁、床等の構造及び材料並びに警報装置、安全装置、放射線測定器の種類、型式及び台数等について記入すること。

（電離放射線障害防止規則の一部改正）

第二条　電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第七条の三　（略）	**第七条の三**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　事業者は、特例緊急作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該特例緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、当該特例緊急作業に係る特例緊急被ばく限度を超えないようにする必要がある旨及び当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める必要がある旨を周知させなければならない。	４　事業者は、特例緊急作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該特例緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、当該特例緊急作業に係る特例緊急被ばく限度を超えないようにする必要がある旨及び当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める必要がある旨を周知させなければならない。
（間接撮影時の措置）	（間接撮影時の措置）
第十二条　事業者は、特定エックス線装置を用いて間接撮影を行うときは、次の措置を講じなければならない。ただし、エックス線の照射中に間接撮影の作業に従事する労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることがないように遮へいされた構造の特定エックス線装置を使用する場合は、この限りでない。	**第十二条**　事業者は、特定エックス線装置を用いて間接撮影を行うときは、次の措置を講じなければならない。ただし、エックス線の照射中に間接撮影の作業に従事する労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることがないように遮へいされた構造の特定エックス線装置を使用する場合は、この限りでない。
一　（略）	一　（略）
二　医療用（医師、歯科医師、診療放射線技師又は獣医師が管理するものであって、医療又は獣医療の用その他臨床研究、治験、医療従事者若しくは獣医療従事者の養成若しくは教育訓練又は死因究明等の用をいう。以下同じ。）の胸部集検用間接撮影エックス線装置及び医療用以外（以下「工業用等」という。）の特定エックス線装置については、受像器の一次防護遮へい体は、装置の接触可能表面から十センチメートルの距離における自由空気中の空気カーマ（次号において「空気カーマ」という。）が一回の照射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。	二　胸部集検用間接撮影エックス線装置及び医療用以外（以下「工業用等」という。）の特定エックス線装置については、受像器の一次防護遮へい体は、装置の接触可能表面から十センチメートルの距離における自由空気中の空気カーマ（次号において「空気カーマ」という。）が一回の照射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。
三　医療用の胸部集検用間接撮影エックス線装置及び工業用等の特定エックス線装置については、被照射体の周囲には、箱状の遮へい物を設け、その遮へい物から十センチメートルの距離における空気カーマが一回の照射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。	三　胸部集検用間接撮影エックス線装置及び工業用等の特定エックス線装置については、被照射体の周囲には、箱状の遮へい物を設け、その遮へい物から十センチメートルの距離における空気カーマが一回の照射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。
（エックス線作業主任者の職務）	（エックス線作業主任者の職務）
第四十七条　事業者は、エックス線作業主任者に次の事項を行わせなければならない。	**第四十七条**　事業者は、エックス線作業主任者に次の事項を行わせなければならない。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　第十七条第一項の措置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。	六　第十七条第一項の措置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
七　照射開始前及び照射中、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。	七　照射開始前及び照射中、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。
八　（略）	八　（略）
九　前各号に掲げるもののほか、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように、作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。	（新設）
（ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務）	（ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務）
第五十二条の三　事業者は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者に次の事項を行わせなければならない。	**第五十二条の三**　事業者は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者に次の事項を行わせなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）

四　照射開始前及び照射中に、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。

五　（略）

六　第十七条第一項の措置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

七～十三　（略）

十四　前各号に掲げるもののほか、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように、作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。

（エックス線装置等を取り扱う業務に係る特別の教育）

第五十二条の五　事業者は、エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務（装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務を除く。以下この条において同じ。）に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

一　エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識

二　エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識

三・四　（略）

2　（略）

四　照射開始前及び照射中に、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。

五　（略）

六～十二　（略）

（新設）

（透過写真撮影業務に係る特別の教育）

第五十二条の五　事業者は、エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

一　透過写真の撮影の作業の方法

二　エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法

三・四　（略）

2　（略）

第三条　電離放射線障害防止規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（警報装置等） **第十七条**　事業者は、次の場合には、関係者が確実に認識できる方法によって、その旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。 一～三　（略） 2　前項の周知の方法は、次の装置又は機器を放射線装置室で使用する場合は、自動警報装置によらなければならない。 一　工業用等の特定エックス線装置 二　エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため使用の都度組み立てる工業用等のエックス線装置であって波高値による定格管電圧が百五十キロボルトを超えるもの 三　荷電粒子を加速する装置 四　エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置 五　数量が四百ギガベクレル以上の放射性物質を装備している機器 3　事業者は、放射線装置室又は放射線装置室に設置された工業用等の特定エックス線装置には、インターロックその他の偶発的な被ばくを防止するための安全装置（以下次項及び第四十七条において単に「安全装置」という。）を設けなければならない。	（警報装置等） **第十七条**　事業者は、次の場合には、その旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。この場合において、その周知の方法は、その放射線装置を放射線装置室以外の場所で使用するとき、又は管電圧百五十キロボルト以下のエックス線装置若しくは数量が四百ギガベクレル未満の放射性物質を装備している機器を使用するときを除き、自動警報装置によらなければならない。 一～三　（略） （新設）

4　安全装置について、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第二十九条第一項第二号に基づき、取りはずし又はその機能を失わせたときは、事業者は、警報機能を有する放射線測定器の装着その他の安全装置の設置に代わる措置により偶発的な被ばくを防止する措置を講じなければならない。

5　事業者は、放射線装置室に設置された医療用の特定エックス線装置のうち、医師、歯科医師又は診療放射線技師が管理する装置については、当該放射線装置室が医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の四第二号に規定する基準を満たさなければならない。

6　事業者は、放射線装置室に設置された医療用の特定エックス線装置のうち、獣医師が管理する装置については、獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第十六条第一項（第六号から第八号を除く。）に規定する措置を講じなければならない。

7　（略）

（エックス線作業主任者の職務）

第四十七条　事業者は、エックス線作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一～六　（略）

七　第十七条第三項の安全装置を点検すること。

八　第十七条第三項の安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。

九　第十七条第四項に定める措置が講じられていることを確認すること。

十～十二　（略）

（エックス線作業主任者免許試験の細目）

第五十二条　安衛則第七十一条及び前二条に定めるもののほか、エックス線作業主任者免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（新設）

（新設）

2　（略）

（エックス線作業主任者の職務）

第四十七条　事業者は、エックス線作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一～六　（略）

（新設）

七～九　（略）

（エツクス線作業主任者免許試験の細目）

第五十二条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）第七十一条及び前二条に定めるもののほか、エツクス線作業主任者免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中労働安全衛生規則様式第二十七号の改正規定並びに第二条中電離放射線障害防止規則第七条の三及び第十二条の改正規定　公布の日

二　第一条中労働安全衛生規則第三十六条の改正規定並びに第二条中電離放射線障害防止規則第四十七条、第五十二条の三及び第五十二条の五の改正規定並びに附則第五条の規定　令和八年四月一日

三　第三条の規定並びに附則第二条から附則第四条まで及び附則第六条の規定　令和九年十月一日

（経過措置）

第二条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に存する電離放射線障害防止規則第十条第一項に規定する特定エックス線装置（次条において単に「特定エックス線装置」という。）について、改修等により自動警報装置を設置することにつき著しく困難な事情があるときは、事業者は、警報機能を有する放射線測定器の装着その他自動警報装置の設置に代わる措置により第三条の規定による改正後の電離放射線障害防止規則第十七条第一項の関係者に周知させる措置を講じなければならない。

第三条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に存する特定エックス線装置について、改修等により第三条の規定による改正後の電離放射線障害防止規則第十七条第三項に規定する安全装置（以下この条において単に「安全装置」という。）を設置することにつき著しく困難な事情があるときは、事業者は、警報機能を有する放射線測定器の装着その他安全装置の設置に代わる措置により偶発的な被ばくを防止する措置を講じなければならない。

第四条　事業者は、エックス線作業主任者に前条に定める措置が講じられていることを確認させなければならない。

第五条　この省令の施行前にした行為についての罰則の適用については、なお従前の例による。

（電離放射線障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　電離放射線障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第九十八号）附則第三条中「第十七条第二項」を「第十七条第七項」に改める。

○厚生労働省令第百九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十四条の二及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号を次のように改める。

■　様式第12号（第66条の３、第67条関係）　（表面）

（免許・免許証再交付／免許証書替・免許更新）申請書

写真欄（24㎜×30㎜）

写真は、申請前６月以内に三分身、正面、脱帽のものと撮影した上、写真の裏面に氏名を記入し、写真シールを取のり、貼り付けること。

帳票種別　84001

①申請の区分　1.新規交付 2.再交付 3.書替 4.更新　□（数字）

②新規に申請する免許の種類　□□　・新規に免許を申請する者のみ記入すること。　裏面備考８を参照。

フリガナ
申請者氏名　（姓）　（名）

生年月日　明・大・昭・平・令　年　月　日生

フリガナ
住所　〒（　－　）　電話　（　）

勤務先等連絡先　勤務先等の連絡先所在地　〒（　－　）　電話　（　）

③氏名（姓をカタカナで記入すること。）　④氏名（名をカタカナで記入すること。）

⑤郵便番号　□□□－□□□□

⑥生年月日　1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令　年　月　日　（数字／1～9年は右／1～9月は右／1～9日は右）

⑦-1　旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無　0.無 2.有　（数字）　裏面備考９を参照。

⑧住所地　□□　裏面備考10を参照。

⑨送付先希望　0.住所と同じ 1.住所と異なる　□（数字）　裏面備考11を参照。

⑦-2　併記を希望する氏名又は通称

裏面備考12を参照。

フリガナ
送付先名称・所在地等　〒（　－　）　電話　（　）

㋑新規交付申請（試験合格による申請）　⑩試験を受けた地域の番号　1.北海道 2.東北 3.関東 4.中部 5.近畿 6.中国・四国 7.九州 8.東京 9.大阪　□（数字）

⑪試験年月日　7.平 9.令　年　月　日　（数字／1～9年は右／1～9月は右／1～9日は右）

⑫受験番号（右につめて記入すること。）

㋺新規交付申請（試験免除による申請）　資格内容（　）

⑬資格取得年月日　1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令　年　月　日　（数字／1～9年は右／1～9月は右／1～9日は右）

⑭資格コード　※□

㋩再交付申請　再交付の理由

⑮再交付理由コード　※□

㋥書替申請　フリガナ　変更前の氏名

⑯書替理由コード　※□

㋭更新申請　申請免許有効期限　令和　年　月　日まで

⑰ボイラー溶接士免許有効期限　※　9.令　年　月　日　（数字）

⑱更新不可コード　※□

・新様式免許証（昭和63年10月１日以降に交付した免許証をいう。）を取得している者は、その免許証の番号を記入すること。

⑲免許証の番号

⑳前年度コード　※□

・㋩、㋥又は㋭の申請が、旧様式免許証（昭和63年10月１日前に交付した免許証をいう。）である場合は、次の㉒から㉘までの事項を記入すること。

㉑別人物コード　※□

㉒免許の種類　□□　裏面備考８を参照。

㉓交付局　□□　裏面備考10を参照。

㉔免許証の番号（右につめて記入すること。）

㉕交付年月日　昭和　年　月　日　（1～9年は右／1～9月は右／1～9日は右）

㉖他の旧様式免許証の有無　1.有　□（数字）　裏面備考13を参照。

㉗個人番号

㉘氏名イメージ　※

クレーン	移動式クレーン	デリック	揚貨装置	床上操作式クレーン（玉掛）	特定ボイラー	一級ボイラー	二級ボイラー	特定ボイラー溶接	普通ボイラー溶接	ボイラー整備	特定化学設備作業	ガス溶接	林業架線	発破技士	導火線発破	電気発破	衛生管理	衛生工学	高圧室内	潜水士	エックス線	ガンマ線

（受付印）

労働局長殿

令和　年　月　日

■

折り曲げる場合は◀の所を谷に曲げること。

※印の欄は記入しないこと。（職員が記入）

様式第12号（第66条の３、第67条関係）　（裏面）

【 備考 】

1　□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的読取装置（ＯＣＲ）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたり、のり付けしたりしないこと。

2　記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。

3　記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載すること。

なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

4　免許申請の場合は、「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面（以下「本人確認証明書」という。）並びに免許を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。

5　免許証再交付申請の場合は、滅失によるものにあつては本人確認証明書、損傷によるものにあつては従前の免許証を添付すること。

6　免許証書替申請の場合は、従前の免許証及び記載事項の異同を証する書面を添付すること。

7　免許証更新申請の場合は、従前の免許証及び免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。

8　下記の免許種類コード表を参照して記入すること。

9　旧姓を使用した氏名又は通称（以下「旧姓等」という。）の併記を希望しない場合は「０」、希望する場合には「２」を記入し、「併記を希望する氏名又は通称」欄に、希望する旧姓等を記入すること。

10　下記の住所地・交付局コード一覧を参照して記入すること。

11　住所と免許証の送付先が同じ場合は「０」、異なる場合は「１」を記入し、送付先欄に送付先を記入すること。

12　免許証の送付先が住所と異なる場合に記入すること。また、⑨送付先希望欄に「１」が記入されていることを確認すること。

13　当該免許申請の外に旧様式免許証を所持する者は、「１」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して、㉘の下の該当する免許欄を○で囲み、所持免許申告欄（別紙）に記入すること。

収入印紙欄　（収入印紙は、申請者において消印しないこと。）

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼り付けること。

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼り付けること。

（住所地・交付局コード一覧）

北海道…01	栃　木…09	石　川…17	滋　賀…25	岡　山…33	佐　賀…41
青　森…02	群　馬…10	福　井…18	京　都…26	広　島…34	長　崎…42
岩　手…03	埼　玉…11	山　梨…19	大　阪…27	山　口…35	熊　本…43
宮　城…04	千　葉…12	長　野…20	兵　庫…28	徳　島…36	大　分…44
秋　田…05	東　京…13	岐　阜…21	奈　良…29	香　川…37	宮　崎…45
山　形…06	神奈川…14	静　岡…22	和歌山…30	愛　媛…38	鹿児島…46
福　島…07	新　潟…15	愛　知…23	鳥　取…31	高　知…39	沖　縄…47
茨　城…08	富　山…16	三　重…24	島　根…32	福　岡…40	

（免許種類コード表）

コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
10	特級ボイラー技士	21	揚貨装置運転士	31	林業架線作業主任者（林業架線技士）
11	一級ボイラー技士	22	デリック運転士	32	導火線発破技士
12	二級ボイラー技士	23	移動式クレーン運転士	33	電気発破技士
13	特別ボイラー溶接士	24	クレーン・デリック運転士〔床上運転式限定〕（注３）	34	発破技士
14	普通ボイラー溶接士			50	第一種衛生管理者（衛生管理者）
15	ボイラー整備士		クレーン運転士〔床上運転式限定〕（注４）	51	衛生工学衛生管理者
16	特定第一種圧力容器取扱作業主任者			52	第二種衛生管理者
20	クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕（注１）	25	クレーン・デリック運転士〔無限定〕（注５）	60	高圧室内作業主任者（高圧室管理者）
				61	潜水士
	クレーン運転士〔無限定〕（注２）	30	ガス溶接作業主任者（溶接士）（アセチレン溶接主任者）	70	エックス線作業主任者
				71	ガンマ線透過写真撮影作業主任者

注１　取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定し、かつ、クレーンの種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

注２　取り扱うことのできるクレーンの種類を限定しないクレーン運転士免許をいうこと。（平成18年３月31日以前）

注３　取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

注４　取り扱うことのできるクレーンの種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許をいうこと。（平成18年３月31日以前）

注５　取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年三月二日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

■　様式第12号（第66条の３、第67条関係）（別紙）　■

所　持　免　許　申　告　欄

帳票種別 84002

［この申告欄には、所持している旧様式の免許証を確認のうえ記入すること。］

フリガナ	（姓）	（名）
氏　名		

旧様式免許証

	免許の種類	交付局		免許の種類	交付局
(1)		局	(4)		局
(2)		局	(5)		局
(3)		局	(6)		局

① 氏　名（姓をカタカナで記入すること。）

② 氏　名（名をカタカナで記入すること。）

③ 生年月日　1.明治 3.大正 5.昭和　元号　年　月　日　（数字／1～9年は右／1～9月は右／1～9日は右）

旧様式免許証

	④ 免許の種類	⑤ 交付局	⑥ 免許証の番号	⑦ 交付年月日
(1)				昭和　年　月　日（1～9月は右／1～9日は右）
	⑧ 免許の種類	⑨ 交付局	⑩ 免許証の番号	⑪ 交付年月日
(2)				昭和　年　月　日（1～9月は右／1～9日は右）
	⑫ 免許の種類	⑬ 交付局	⑭ 免許証の番号	⑮ 交付年月日
(3)				昭和　年　月　日（1～9月は右／1～9日は右）
	⑯ 免許の種類	⑰ 交付局	⑱ 免許証の番号	⑲ 交付年月日
(4)				昭和　年　月　日（1～9月は右／1～9日は右）
	⑳ 免許の種類	㉑ 交付局	㉒ 免許証の番号	㉓ 交付年月日
(5)				昭和　年　月　日（1～9月は右／1～9日は右）
	㉔ 免許の種類	㉕ 交付局	㉖ 免許証の番号	㉗ 交付年月日
(6)				昭和　年　月　日（1～9月は右／1～9日は右）

職員記入欄

㉘ 新免許証番号

㉙ 申告欄単独処理

折り曲げる場合は◀の所を谷に折り曲げること

【備考】
1　免許の種類コード及び交付局コードは、様式第12号（裏面）の住所地・交付局コード一覧及び免許種類コード表を参照して記入すること。
2　濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

■

法規的告示

○厚生労働省告示第二百八十七号

電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第五十二条の五第二項の規定に基づき、透過写真撮影業務特別教育規程（昭和五十年労働省告示第五十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。ただし、事業者は、この告示の適用の日以後に、この告示による改正前の透過写真撮影業務特別教育規程による特別の教育を受けた者をエックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務（労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第百八号）による改正前の労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第二十八号に掲げる業務をいう。）につかせるときは、この告示による改正後のエックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育規程の規定にかかわらず、特別の教育を行うことを要しない。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育規程

電離放射線障害防止規則第五十二条の五第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識	（略）	（略）
エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	エックス線装置を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの エックス線装置の原理　エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能　エックス線装置の操作及び点検	（略）
	ガンマ線照射装置を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの ガンマ線照射装置の種類及び型式　線源容器の構造及び機能　放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能　放射線源の構造及び放射性物質の性質　ガンマ線照射装置の操作及び点検	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

透過写真撮影業務特別教育規程

電離放射線障害防止規則第五十二条の五第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
透過写真の撮影の作業の方法	（略）	（略）
エツクス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法	エツクス線装置を用いて透過写真の撮影の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの エツクス線装置の原理　エツクス線装置のエツクス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能　エツクス線装置の操作及び点検	（略）
	ガンマ線照射装置を用いて透過写真の撮影の業務を行う者にあつては、次に掲げるもの ガンマ線照射装置の種類及び型式　線源容器の構造及び機能　放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能　放射線源の構造及び放射性物質の性質　ガンマ線照射装置の操作及び点検	（略）
（略）	（略）	（略）

○農林水産省告示第千五百九十六号

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（略）	（略）
別表	別表
農薬の有効成分 / 農薬使用者暴露許容量 / 急性農薬使用者暴露許容量	農薬の有効成分 / 農薬使用者暴露許容量 / 急性農薬使用者暴露許容量
（略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略）
２－クロロ－２’，６’－ジエチル－*N*－（ブトキシメチル）アセトアニリド（別名ブタクロール） / 0.05mg／kg体重／日 / 0.49mg／kg体重	（新設） / （新設） / （新設）
S－ベンジル＝１，２－ジメチルプロピル（エチル）チオカルバマート（別名エスプロカルブ） / 0.0069mg／kg体重／日 / 0.034mg／kg体重	（新設） / （新設） / （新設）
rac－（１*R*，２*S*，４*S*）－１－メチル－２－［（２－メチルフェニル）メトキシ］－４－（プロパン－２－イル）－７－オキサビシクロ［２．２．１］ヘプタン（別名シンメチリン） / 0.079mg／kg体重／日 / 0.30mg／kg体重	（新設） / （新設） / （新設）
（略）	（略）

その他告示

○財務省告示第二百八十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年十月二十九日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第149回	127,600,000円	127,549,180円
〃	第150回	281,750,000円	281,637,768円
〃	第151回	76,900,000円	76,869,374円
〃	第152回	104,050,000円	104,008,562円
〃	第153回	133,880,000円	133,826,682円
〃	第154回	93,720,000円	93,682,680円
〃	第155回	199,510,000円	199,430,534円
〃	第156回	191,100,000円	191,023,898円
〃	第157回	307,930,000円	307,807,344円
〃	第158回	295,540,000円	295,422,292円
〃	第159回	139,020,000円	138,964,640円
〃	第160回	237,270,000円	237,175,478円
〃	第161回	173,630,000円	173,505,510円
〃	第162回	141,980,000円	141,765,054円
〃	第163回	242,080,000円	241,983,566円
〃	第164回	121,950,000円	121,901,434円
〃	第165回	74,100,000円	74,070,496円
〃	第166回	175,670,000円	175,446,062円
〃	第167回	358,020,000円	357,506,516円

〃	第168回	343,500,000円	342,710,650円
〃	第169回	618,730,000円	616,763,386円
〃	第170回	662,710,000円	660,703,328円
〃	第171回	1,474,170,000円	1,470,899,134円
〃	第172回	17,000,000円	16,946,539円
〃	第173回	33,000,000円	32,912,878円
〃	第175回	6,300,000円	6,277,142円
〃	第176回	5,000,000円	4,983,284円
〃	第178回	12,000,000円	11,957,239円
〃	第179回	5,000,000円	4,985,683円
〃	第180回	670,000円	668,644円
〃	第183回	67,800,000円	67,795,598円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第115回	58,000,000円	57,976,894円
〃	第116回	2,000,000円	1,999,204円
〃	第117回	225,110,000円	225,020,334円
〃	第118回	98,440,000円	98,400,798円
〃	第119回	96,510,000円	96,471,566円
〃	第120回	31,510,000円	31,497,454円
〃	第121回	81,600,000円	81,567,500円
〃	第122回	72,500,000円	72,471,128円
〃	第123回	65,800,000円	65,773,794円
〃	第124回	116,520,000円	116,473,598円
〃	第125回	126,500,000円	126,449,616円
〃	第126回	317,800,000円	317,673,410円
〃	第127回	171,260,000円	171,191,782円
〃	第128回	58,010,000円	57,986,896円
〃	第129回	172,650,000円	172,581,236円
〃	第130回	302,060,000円	301,939,676円
〃	第131回	119,500,000円	119,452,408円
〃	第132回	147,320,000円	147,261,324円
〃	第133回	85,610,000円	85,575,908円
〃	第134回	57,930,000円	57,906,932円
〃	第135回	130,850,000円	130,797,888円
〃	第136回	124,250,000円	124,200,512円
〃	第137回	158,800,000円	158,736,762円
〃	第138回	114,960,000円	114,914,216円
〃	第139回	27,150,000円	27,139,194円
〃	第140回	62,700,000円	62,675,036円
〃	第141回	216,530,000円	216,409,282円
〃	第142回	540,400,000円	539,625,000円
〃	第143回	782,410,000円	781,474,922円
〃	第144回	769,060,000円	767,957,006円
〃	第145回	551,770,000円	551,154,550円
〃	第146回	352,440,000円	352,187,316円
〃	第147回	182,820,000円	182,732,620円
〃	第148回	104,270,000円	104,228,466円
〃	第149回	800,010,000円	799,117,662円
〃	第150回	521,000,000円	520,128,266円
〃	第151回	1,020,780,000円	1,018,095,842円
〃	第152回	1,346,780,000円	1,342,272,824円
〃	第153回	702,130,000円	700,731,338円
〃	第154回	550,620,000円	549,830,330円
〃	第155回	1,114,200,000円	1,111,980,454円
〃	第156回	563,190,000円	561,709,120円
〃	第157回	1,299,680,000円	1,295,951,814円
〃	第158回	1,938,010,000円	1,931,099,016円
〃	第159回	3,030,170,000円	3,015,963,357円
〃	第160回	3,679,890,000円	3,662,003,238円
〃	第161回	3,132,830,000円	3,123,147,719円
〃	第163回	2,000,000円	1,993,048円
〃	第164回	22,500,000円	22,406,607円
〃	第165回	8,000,000円	7,968,501円

〃	第166回	8,000,000円	7,969,612円
〃	第167回	22,200,000円	22,119,446円
〃	第168回	10,000,000円	9,956,543円
〃	第169回	13,000,000円	12,954,818円
〃	第172回	5,000,000円	4,993,031円
〃	第173回	30,580,000円	30,577,562円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第67回	92,030,000円	91,637,673円
〃	第68回	9,300,000円	9,254,804円
〃	第69回	95,620,000円	95,086,650円
〃	第70回	50,320,000円	50,025,295円
〃	第71回	66,720,000円	66,350,765円
〃	第72回	231,300,000円	230,304,753円
〃	第73回	106,130,000円	105,677,568円
〃	第74回	29,180,000円	29,038,169円
〃	第75回	69,250,000円	68,863,740円
〃	第76回	103,470,000円	102,864,017円
〃	第77回	27,270,000円	27,121,680円
〃	第78回	84,560,000円	84,196,159円
〃	第79回	14,900,000円	14,836,483円
〃	第80回	11,950,000円	11,891,924円
〃	第81回	226,330,000円	225,067,577円
〃	第82回	219,090,000円	217,806,860円
〃	第83回	453,600,000円	451,098,516円
〃	第84回	127,560,000円	127,011,135円
〃	第85回	54,300,000円	54,068,519円
〃	第86回	66,240,000円	65,918,035円
〃	第87回	131,910,000円	131,174,238円
〃	第88回	224,920,000円	223,602,716円
〃	第89回	114,700,000円	114,041,950円
〃	第90回	144,980,000円	144,356,183円
〃	第91回	75,310,000円	74,988,957円
〃	第92回	100,350,000円	99,862,237円
〃	第93回	197,570,000円	196,468,016円
〃	第94回	164,300,000円	163,337,749円
〃	第95回	239,240,000円	237,915,165円
〃	第96回	210,350,000円	209,444,903円
〃	第97回	168,280,000円	167,562,617円
〃	第98回	163,130,000円	162,337,087円
〃	第99回	259,030,000円	257,585,183円
〃	第100回	433,850,000円	431,309,053円
〃	第101回	249,870,000円	248,468,730円
〃	第102回	259,440,000円	258,323,685円
〃	第103回	300,730,000円	299,447,976円
〃	第104回	119,540,000円	118,958,969円
〃	第105回	450,360,000円	447,847,960円
〃	第106回	348,000,000円	345,961,862円
〃	第107回	681,650,000円	677,765,966円
〃	第108回	318,940,000円	317,567,655円
〃	第109回	307,530,000円	306,218,983円
〃	第110回	275,100,000円	273,762,834円
〃	第111回	437,210,000円	434,771,307円
〃	第112回	400,630,000円	398,283,621円
〃	第113回	424,690,000円	422,340,296円
〃	第114回	332,620,000円	331,188,794円
〃	第115回	207,180,000円	206,296,787円
〃	第116回	663,610,000円	660,384,387円
〃	第117回	499,400,000円	496,614,426円
〃	第118回	436,530,000円	433,973,368円
〃	第119回	494,480,000円	491,841,789円
〃	第120回	1,018,640,000円	1,014,256,874円
〃	第121回	29,120,000円	28,995,864円
〃	第122回	29,850,000円	29,704,924円

〃	第123回	50,750,000円	50,466,938円
〃	第124回	78,190,000円	77,732,074円
〃	第125回	59,470,000円	59,155,912円
〃	第126回	353,550,000円	352,028,730円
〃	第127回	467,330,000円	465,337,738円
〃	第128回	404,650,000円	402,683,141円
〃	第129回	343,170,000円	341,255,848円
〃	第130回	337,120,000円	335,145,573円
〃	第131回	312,390,000円	310,709,534円
〃	第132回	820,870,000円	817,337,889円
〃	第133回	509,680,000円	507,507,202円
〃	第134回	213,330,000円	212,293,075円
〃	第135回	274,880,000円	273,346,775円
〃	第136回	1,324,050,000円	1,316,295,298円
〃	第137回	272,800,000円	271,309,431円
〃	第138回	307,670,000円	306,346,149円
〃	第139回	135,590,000円	135,011,979円
〃	第140回	368,510,000円	366,718,796円
〃	第141回	651,080,000円	647,448,359円
〃	第142回	497,740,000円	494,824,881円
〃	第143回	779,120,000円	774,845,934円
〃	第144回	664,920,000円	662,058,977円
〃	第145回	787,250,000円	783,893,901円
〃	第146回	721,480,000円	717,973,119円
〃	第147回	741,590,000円	737,453,555円
〃	第148回	781,500,000円	776,922,993円
〃	第149回	879,310,000円	874,414,231円
〃	第150回	921,540,000円	917,574,759円
〃	第151回	874,950,000円	871,220,018円
〃	第152回	813,620,000円	809,665,237円
〃	第153回	615,240,000円	611,808,279円
〃	第154回	1,077,100,000円	1,070,791,743円
〃	第155回	1,190,240,000円	1,183,646,051円
〃	第156回	1,042,240,000円	1,037,755,421円
〃	第157回	905,550,000円	901,689,564円
〃	第158回	658,600,000円	655,398,777円
〃	第159回	655,680,000円	652,022,735円
〃	第160回	913,490,000円	908,139,925円
〃	第161回	1,029,110,000円	1,023,451,420円
〃	第162回	830,230,000円	826,657,643円
〃	第163回	832,020,000円	828,473,060円
〃	第164回	1,295,810,000円	1,289,511,467円
〃	第165回	572,550,000円	569,356,446円
〃	第166回	1,008,220,000円	1,002,315,146円
〃	第167回	1,378,730,000円	1,371,060,746円
〃	第168回	883,000,000円	879,200,596円
〃	第169回	3,805,150,000円	3,788,928,187円
〃	第170回	959,390,000円	954,750,695円
〃	第171回	1,421,340,000円	1,413,433,462円
〃	第172回	1,501,940,000円	1,493,143,537円
〃	第173回	3,273,180,000円	3,254,472,863円
〃	第174回	20,000,000円	19,864,688円
〃	第175回	108,000,000円	107,372,820円
〃	第176回	19,670,000円	19,576,499円
〃	第177回	13,500,000円	13,433,169円
〃	第178回	14,400,000円	14,342,937円
〃	第180回	3,000,000円	2,987,751円
〃	第181回	2,300,000円	2,292,319円
〃	第182回	10,000,000円	9,978,828円
〃	第184回	6,000,000円	5,995,740円
〃	第185回	83,090,000円	83,083,376円
合　　計		87,996,220,000円	87,633,052,320円

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和７年10月29日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　井添　清治

1　当招請の主旨　本工事は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）において令和８年度に予定されている、発注者の管理するＵＲ賃貸住宅団地に存する敷地、建物、設備、駐車場等設備、屋外工作物等及び樹木等（以下「点検対象物」という。）における点検業務、点検結果の整理集計業務等である。当該業務実施にあたっては、建物の各部の劣化、損耗に起因して安全上又は機能上、重大な結果を引き起こす恐れのある事故等の発生、あるいは発生の傾向にあり、経年建物等について、その機能を良好に維持するとともに安全性を確保し、長期にわたって活用を図っていくために、的確な点検を行い、合理的な手法に基づいて修繕措置の判定を行い、適正かつ計画的に修繕等を実施していくことが必要なため、従前から当該業務を実施してきた特定の法人（以下「特定法人」という。）を契約相手先とする契約手続きを行う予定としているが、当該法人以外の者で、以下に記載する応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものある。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該手続を終了して一般競争入札に移行するものとする。

2　業務概要

⑴　業務名

①　令和８年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（東京都23区地区）における法定点検等業務

②　令和８年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（東京都多摩地区）における法定点検等業務

③　令和８年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（千葉・茨城地区）における法定点検等業務

④　令和８年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（神奈川地区）における法定点検等業務

⑤　令和８年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（埼玉地区）における法定点検等業務

⑵　履行期間　令和８年４月１日から令和11年３月31日まで

指定部分　令和９年３月31日まで（第１次）
令和10年３月31日まで（第２次）

⑶　業務内容　東日本賃貸住宅本部が管轄する機構賃貸住宅に存する敷地、建物、設備、駐車場等設備、屋外工作物等及び樹木等（以下「点検対象物」という。）における以下の①から④の業務。（以下「法定点検等業務」という。）

①　点検業務　点検対象物における次のイからニに掲げる点検業務。

イ　法定点検　建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第１項、３項その他法令等の定めに基づき点検する業務及び特定行政庁等への報告書類の作成、提出及び協議に係る業務。

ロ　安全点検　事故等を未然に防止し居住者の日常の安全を確保するため、安全性を欠く恐れのあるもの及び居住上支障を来たす恐れのあるもの等を点検する業務。

ハ　計画点検　一定の期間を経た点検対象物を対象として、修繕計画策定上の一要素となる点検対象物の損耗・劣化の進行度合を点検する業務。

ニ　緊急点検　上記のイ～ハ以外に機構が必要とし指示する緊急的に行う点検業務。（業務実施量に応じ別途精算）

②　点検結果の整理集計業務　上記①により記録した点検結果について整理集計する業務。

③　外壁点検に係る予備調査業務　計画点検（建物診断）を行うための予備調査を行う業務。

④　応急措置等を施す業務　上記①及び③の業務により発見された著しい劣化等部分において、事故等の発生を未然に防止し又は発生した場合の被害を最小限に止めるために必要な応急措置等を施す業務。

⑷　業務の詳細な説明　別冊１「法定点検等業務標準仕様書（案）」のとおり。

併せて、業務の概要については、別冊３「ＵＲ賃貸住宅点検等業務マニュアル」（当機構ホームページ「ＵＲの技術」→「住宅ストック改修の技術」→「ＵＲ賃貸住宅点検等業務マニュアル」（https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/stock-kaisyu-tech/lrmhph000000hmv0-att/tenken_20250901.pdf）を参照すること。

なお、本件の業務仕様書と「ＵＲ賃貸住宅点検等業務マニュアル」の内容に相違がある場合は、業務仕様書を優先する。

3　業務目的　本業務は、ＵＲ賃貸住宅団地における事故等を未然に防止し居住者の日常の安全の確保を目的とする。

4　応募要件　応募要件は、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

⑴　基本的要件

⑴　下記１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている共同企業体であること。

１）単体企業

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

注）「独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構たち第95号）第331条及び第332条の規定の内容については、機構ホームページをご覧ください。
https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

③　申請書および資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

④　当機構東日本地区における令和７・８年度物品購入等業務に係る競争参加資格を有している者で、「役務提供」の業種区分の認定を受けていること。

２）共同企業体

①　上記１）に掲げる条件を満たしている者により構成される共同企業体であって入札公告別紙「競争参加者の資格に関する掲示」に示すところにより東日本賃貸住宅本部長等から本業務に係る共同企業体として競争参加資格の認定を受けているものであること。

②　共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

⑵　業務の実績　平成27年度以降に５階建て以上のＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅における以下のいずれかの業務について２ヵ年度以上実施したことがある者。

①　建築基準法第12条第１項又は第３項の点検業務（昇降機設備は含まれていなくても可とする。）（以下「12条点検業務」という。）を受託し又は請け負い、直接的な雇用関係にあるものが代表となる調査者（検査者）※として点検を実施した業務。

※建築基準法第12条の規定による定期調査報告書に記載される代表となる調査者（検査者）をいう。

②　共同住宅を良好に維持することを目的とした管理を日常的に行い、建築物の構造及び建築設備の修繕の必要性について、技術的な検討を行い判断する業務を、共同住宅の所有者から直接受託し又は請け負い実施した業務。

⑶　次に掲げる基準をすべて満たす技術者等を当該業務に配置できること。

１）予定管理技術者の資格等

①　建築士法第２条第２項に規定する「一級建築士」の資格を有する者又は建築基準法施行規則第６条の５第１項に規定する「特定建築物調査員資格者証」の交付を受けている者であること。

②　申請者と、申請書提出時点で直接的な雇用関係があること。

③　専任であること。

２）予定業務担当者　業務を実施する予定業務担当者の資格は、別冊１「法定点検等業務標準仕様書（案）」に記載のとおりとする。

⑷　点検時において、事故等を未然に防止するための応急措置の実施が可能な体制を構築できること。なお、応急措置の内容は別冊１「法定点検等業務標準仕様書（案）」による。

⑸　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものでないこと。詳細は、「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」（当機構ホームページ「ＵＲ都市機構について」→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連書式・標準契約書」→「標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf）を参照すること。

５　手続き等

⑴　担当支社等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー16階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部住宅経営部保全企画課　電話03―5323―4205

⑵　説明書の交付期間　令和７年10月29日（水）から令和７年11月13日（木）の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日午前10時から午後５時まで（正午から午後１時を除く）

⑶　説明書の交付方法　説明書の交付を希望する者は、独立行政法人都市再生機構ホームページからダウンロードすることにより取得すること。

⑷　参加意思確認書の提出期間、場所及び方法　令和７年10月29日（水）から令和７年11月13日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで（正午から午後１時を除く）。

⑴記載の担当部署に持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。（電送によるものは認めない。）

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴に同じ。

⑶　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　当機構東日本地区における令和７・８年度物品購入等業務に係る競争参加資格において業務区分「役務提供」の資格を有すると認定をうけていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した場合は、一般競争入札における競争参加資格審査において、開札時までに当該資格の認定を受けていなければならない。

⑷　詳細は説明書による。

７　Summary

⑴　Nature and quantity of the services to be required : Legal inspection, etc. of rental apartment complex 1 set

⑵　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 13 November, 2025.

⑶　Contract point for documentation relating to the proposal : Maintenance Planning Team, Housing Management Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 6―5―1 Nishi-shinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163―1382, Japan TEL 03―5323―4205.

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和７年10月29日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長　竹内　英雄

１　当招請の主旨

本工事は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）において令和８年度に予定されている、発注者の管理するＵＲ賃貸住宅団地に存する敷地、建物、設備、駐車場等設備、屋外工作物等及び樹木等（以下「点検対象物」という。）における点検業務、点検結果の整理集計業務等である。当該業務実施にあたっては、建物の各部の劣化、損耗に起因して安全上又は機能上、重大な結果を引き起こす恐れのある事故等の発生、あるいは発生の傾向にあり、経年建物等について、その機能を良好に維持するとともに安全性を確保し、長期にわたって活用を図っていくために、的確な点検を行い、合理的な手法に基づいて修繕措置の判定を行い、適正かつ計画的に修繕等を実施していくことが必要なため、従前から当該業務を実施してきた特定の法人（以下「特定法人」という。）を契約相手先とする契約手続きを行う予定としているが、当該法人以外の者で、以下に記載する応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該手続を終了して一般競争入札に移行するものとする。

２　業務概要

⑴　業務名　令和８年度中部支社管轄団地における法定点検等業務

⑵　履行期間　令和８年４月１日から令和11年３月31日まで

⑶　業務内容

中部支社が管轄する別添１「中部支社　賃貸住宅団地一覧」に存する敷地、建物、設備、駐車場等設備、屋外工作物等及び樹木等（以下「点検対象物」という。）における以下の①から④の業務。（以下「法定点検等業務」という。）

①　点検業務

点検対象物における次のイからニに掲げる点検業務。

イ　法定点検

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第１項、３項その他法令等の定めに基づき点検する業務及び特定行政庁等への報告書類の作成、提出及び協議に係る業務。

ロ　安全点検

事故等を未然に防止し居住者の日常の安全を確保するため、安全性を欠く恐れのあるもの及び居住上支障を来たす恐れのあるもの等を点検する業務。

ハ　計画点検

一定の期間を経た点検対象物を対象として、修繕計画策定上の一要素となる点検対象物の損耗・劣化の進行度合を点検する業務。

ニ　緊急点検

上記のイ～ハ以外に機構が必要とし指示する緊急的に行う点検業務。（業務実施量に応じ別途精算）

②　点検結果の整理集計業務

上記①により記録した点検結果について整理集計する業務。

③　外壁点検に係る予備調査業務

計画点検（建物診断）を行うための予備調査を行う業務。

④　応急措置等を施す業務

上記①及び③の業務により発見された著しい劣化等部分において、事故等の発生を未然に防止し又は発生した場合の被害を最小限に止めるために必要な応急措置等を施す業務。

⑷　業務の詳細な説明
別冊１「法定点検等業務標準仕様書」のとおり。
併せて、業務の概要については、別冊３「ＵＲ賃貸住宅点検等業務マニュアル」（当機構ホームページ「ＵＲの技術」→「住宅ストック改修の技術」→「ＵＲ賃貸住宅点検等業務マニュアル」
https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/stock-kaisyu-tech/lrmhph000000hmv0-att/tenken_20250901.pdf）を参照すること。
なお、本件の業務仕様書と「ＵＲ賃貸住宅点検等業務マニュアル」の内容に相違がある場合は、業務仕様書を優先する。

3　業務目的
本業務は、ＵＲ賃貸住宅団地における事故等を未然に防止し居住者の日常の安全の確保を目的とする。

4　応募要件
応募要件は、次に掲げる全ての要件を満している者であること。

⑴　下記①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている共同企業体であること。

①　単体企業

イ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

㈱「独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構たち第95号）第331条及び第332条の規定の内容については、機構ホームページをご覧ください。
https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf

ロ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

ハ　当機構中部支社における令和７・８年度物品購入等業務に係る競争参加資格を有している者で、「役務提供」の業種区分の認定を受けていること。

②　共同企業体

イ　上記①に掲げる条件を満たしている者により構成される共同企業体であって、別紙「競争参加者の資格に関する掲示」に示すところにより中部支社長から本業務に係る共同企業体として競争参加資格の認定を受けているものであること。

ロ　共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

⑵　業務の実績
平成27年度以降に５階建て以上のＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅における以下のいずれかの業務について２ヵ年度以上実施したことがある者。

①　建築基準法第12条第１項又は第３項の点検業務（昇降機設備は含まれていなくても可とする。）（以下「12条点検業務」という。）を受託し又は請け負い、直接的な雇用関係にあるものが代表となる調査者（検査者）※として点検を実施した業務。
※建築基準法第12条の規定による定期調査報告書に記載される代表となる調査者（検査者）をいう。

②　共同住宅を良好に維持することを目的とした管理を日常的に行い、建築物の構造及び建築設備の修繕の必要性について、技術的な検討を行い判断する業務を、共同住宅の所有者から直接受託し又は請け負い実施した業務。

⑶　次に掲げる基準をすべて満たす技術者等を当該業務に配置できること。

①　予定管理技術者の資格等

イ　建築士法第２条第２項に規定する「一級建築士」の資格を有する者又は建築基準法施行規則第６条の５第１項に規定する「特定建築物調査員資格者証」の交付を受けている者であること。

ロ　申請者と、申請書提出時点で直接的な雇用関係があること。

ハ　専任であること。

②　予定業務担当者　業務を実施する予定業務担当者の資格は、別冊１「法定点検等業務標準仕様書」に記載のとおりとする。

⑷　点検時において、事故等を未然に防止するための応急措置の実施が可能な体制を構築できること。なお、応急措置の内容は別冊１「法定点検等業務標準仕様書」による。

⑸　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものでないこと。詳細は、「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」（当機構ホームページ「ＵＲ都市機構について」→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連書式・標準契約書」→「標準契約書等について」→「その他」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」
https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf）を参照すること。

5　手続き等

⑴　担当支社等　〒460―8484 愛知県名古屋市中区栄４－１－１　中日ビル18階（受付17階）
独立行政法人都市再生機構中部支社住宅経営部ストック技術課　電話052―238―9295

⑵　説明書の交付期間　令和７年10月29日（水）から令和７年11月13日（木）まで

⑶　説明書の交付方法　説明書の交付を希望する者は、独立行政法人都市再生機構ホームページからダウンロードすることにより取得すること。

⑷　参加意思確認書の提出期間、場所及び方法
令和７年10月29日（水）から令和７年11月13日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）。
⑴記載の担当部署に持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。（電送によるものは認めない。）

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口
５⑴に同じ。

⑶　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
当機構中部支社における令和７・８年度物品購入等業務に係る競争参加資格において業務区分「役務提供」の資格を有すると認定をうけていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した場合は、一般競争入札における競争参加資格審査において、開札時までに当該資格の認定を受けていなければならない。

⑷　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Nature and quantity of the services to be required: Legal inspection, etc. of rental apartment complex 1 set

⑵　Time-limit to express interests: 5:00 P.M. 13 November 2025.

⑶　Contract point for documentation relating to the proposal: Stock Operations Technology Team, Housing Management Department, Chubu Branch Office, Urban Renaissance Agency, 4―1―1 Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Pref, 460―8484, Japan TEL 052―238―9295.

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和７年10月29日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　高原　功

1　当招請の主旨　本業務は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）において令和８年度に予定されている、発注者の管理するＵＲ賃貸住宅団地に存する敷地、建物、設備、駐車場等設備、屋外工作物等及び樹木等（以下「点検対象物」という。）における点検業務、点検結果の整理集計業務等である。当該業務実施にあたっては、建物の各部の劣化、損耗に起因して安全上又は機能上、重大な結果を引き起こす恐れのある事故等の発生、あるいは発生の傾向にあり、経年建物等について、その機能を良好に

維持するとともに安全性を確保し、長期にわたって活用を図っていくために、的確な点検を行い、合理的な手法に基づいて修繕措置の判定を行い、適正かつ計画的に修繕等を実施していくことが必要なため、従前から当該業務を実施してきた特定の法人（以下「特定法人」という。）を契約相手先とする契約手続きを行う予定としているが、当該法人以外の者で、以下に記載する応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものある。

応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該手続を終了して一般競争入札に移行するものとする。

２　業務概要

⑴　業務名

①　令和８年度西日本支社管轄団地（北地区）における法定点検等業務

②　令和８年度西日本支社管轄団地（南地区）における法定点検等業務

⑵　履行期間　令和８年４月１日から令和11年３月31日まで

⑶　業務内容　西日本支社が管轄する団地（説明書別添１「西日本支社管轄　賃貸住宅団地一覧」）に存する敷地、建物、設備、駐車場等設備、屋外工作物等及び樹木等（以下「点検対象物」という。）における以下の①から④の業務。（以下「法定点検等業務」という。）

①　点検業務　点検対象物における次のイからニに掲げる点検業務。

イ　法定点検　建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第１項、３項その他法令等の定めに基づき点検する業務及び特定行政庁等への報告書類の作成、提出及び協議に係る業務。

ロ　安全点検　事故等を未然に防止し居住者の日常の安全を確保するため、安全性を欠く恐れのあるもの及び居住上支障を来たす恐れのあるもの等を点検する業務。

ハ　計画点検　一定の期間を経た点検対象物を対象として、修繕計画策定上の一要素となる点検対象物の損耗・劣化の進行度合を点検する業務。

ニ　緊急点検　上記のイ～ハ以外に機構が必要とし指示する緊急的に行う点検業務。（業務実施量に応じ別途精算）

②　点検結果の整理集計業務　上記①により記録した点検結果について整理集計する業務。

③　外壁点検に係る予備調査業務　計画点検（建物診断）を行うための予備調査を行う業務。

④　応急措置等を施す業務　上記①及び③の業務により発見された著しい劣化等部分において、事故等の発生を未然に防止し又は発生した場合の被害を最小限に止めるために必要な応急措置等を施す業務。

⑷　業務の詳細な説明　「法定点検等業務標準仕様書」のとおり。

併せて、業務の概要については、「ＵＲ賃貸住宅点検等業務マニュアル」（当機構ホームページ「ＵＲの技術」→「住宅ストック改修の技術」→「ＵＲ賃貸住宅点検等業務マニュアル」
https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/stock-kaisyu-tech/lrmhph000000hmv0-att/tenken_20250901.pdf）を参照すること。

なお、本件の業務仕様書と「ＵＲ賃貸住宅点検等業務マニュアル」の内容に相違がある場合は、業務仕様書を優先する。

３　業務目的　本業務は、ＵＲ賃貸住宅団地における事故等を未然に防止し居住者の日常の安全の確保を目的とする。

４　応募要件　応募要件は、次に掲げる全ての要件を満している者であること。

⑴　基本的要件　下記１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている共同企業体であること。

１）単体企業

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

注）「独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定の内容については、機構ホームページをご覧ください。
https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf

②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

③　当機構西日本地区における令和７・８年度物品購入等業務に係る競争参加資格を有している者で、「役務提供」の業種区分の認定を受けていること。

２）共同企業体

①　上記１）に掲げる条件を満たしている者により構成される共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する掲示」に示すところにより西日本支社長から本業務に係る共同企業体として競争参加資格の認定を受けている者であること。

②　共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

⑵　業務の実績　平成27年度以降に５階建て以上のＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅における以下のいずれかの業務について２ヵ年度以上実施したことがある者。

①　建築基準法第12条第１項又は第３項の点検業務（昇降機設備は含まれていなくても可とする。）（以下「12条点検業務」という。）を受託し又は請け負い、直接的な雇用関係にあるものが代表となる調査者（検査者）※として点検を実施した業務。

※建築基準法第12条の規定による定期調査報告書に記載される代表となる調査者（検査者）をいう。

②　共同住宅を良好に維持することを目的とした管理を日常的に行い、建築物の構造及び建築設備の修繕の必要性について、技術的な検討を行い判断する業務を、共同住宅の所有者から直接受託し又は請け負い実施した業務。

⑶　次に掲げる基準をすべて満たす技術者等を当該業務に配置できること。

１）予定管理技術者の資格等

①　建築士法第２条第２項に規定する「一級建築士」の資格を有する者又は建築基準法施行規則第６条の５第１項に規定する「特定建築物調査員資格者証」の交付を受けている者であること。

②　申請者と、申請書提出時点で直接的な雇用関係があること。

③　専任であること。

２）予定業務担当者　業務を実施する予定業務担当者の資格は、「法定点検等業務標準仕様書」に記載のとおりとする。

⑷　点検時において、事故等を未然に防止するための応急措置の実施が可能な体制を構築できること。なお、応急措置の内容は「法定点検等業務標準仕様書」による。

⑸　参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものでないこと。詳細は、「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」（当機構ホームページ「ＵＲ都市機構について」→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連書式・標準契約書」→「標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」
https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf）を参照すること。

５　手続等

⑴　担当支社　〒530―0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番１号大阪梅田ツインタワーズ・サウス21階　独立行政法人都市再生機構西日本支社　住宅経営部保全企画課　電話06―4799―1071

(2)　説明書の交付期間　令和７年10月29日(水)から令和７年11月13日（木）まで
(3)　説明書の交付方法　説明書の交付を希望する者は、独立行政法人都市再生機構ホームページからダウンロードすることにより取得すること。
(4)　参加意思確認書の提出期間、場所及び方法　令和７年10月29日（水）から令和７年11月13日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで。
(1)記載の担当部署に持参又は郵送（提出期限までに必着）によること。(電送によるものは認めない。)
6　その他
(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
(2)　関連情報を入手するための照会窓口　5(1)に同じ。
(3)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　当機構西日本地区における令和７・８年度物品購入等業務に係る競争参加資格において業務区分「役務提供」の資格を有すると認定を受けていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した場合は、一般競争入札における競争参加資格審査において、開札時までに当該資格の認定を受けていなければならない。
(4)　詳細は説明書による。
7　Summary
(1)　Nature and quantity of the services to be required: Legal inspection, etc. of rental apartment complex 1 set
(2)　Time-limit to express interests: 5: 00 P.M. 13 November, 2025.
(3)　Contract point for documentation relating to the proposal: Maintenance Planning Team, Housing Management Department, West Japan Branch Office, Urban Renaissance Agency, 1―13―1 Umeda, Kita-ku, Osaka City, Osaka Pref. 530―0001, Japan TEL 06―4799―1071.

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

札幌市西区西野七条六丁目六番一九号
マットエンジニアリング株式会社
代表清算人　赤沼　昭彦

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢一二番地二
有限会社いちのく葬祭
代表清算人　及川健太郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

岩手県宮古市上鼻二丁目六番一号
有限会社かんもん商店
清算人　中屋　淳一

解散公告

当社は、令和七年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十日

宮城県塩竈市清水沢三丁目三一番一四号
株式会社インシスト
代表清算人　橋沼　宏行

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

山形県山形市青田南一八番一五号
有限会社和伊企画
清算人　伊藤　和男

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により同月七日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

茨城県筑西市樋口三二〇番地
有限会社コウホー
清算人　金田佐登子

解散公告

当社は、令和七年十月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

令和七年十月二十九日

栃木県小山市城東四丁目九番一三号
合同会社えにし
清算人　大塚　幸子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

埼玉県草加市花栗一丁目六番五―四一八号
有限会社ピアノ屋
清算人　大久保　功

解散公告

当社は、令和七年十月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

埼玉県春日部市大沼五丁目六七番地三

株式会社ノアシステム

代表清算人　池田　博行

解散公告

当社は、令和七年九月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

千葉県君津市旅名二〇八

永和開発サーベイ株式会社

代表清算人　磯部　義雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

千葉県成田市宗吾三丁目五七七番地

有限会社カーハウスふじさき

清算人　藤崎　和男

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

千葉県市原市南岩崎六六四番八号

東洋総業有限会社

清算人　鶴岡セツ子

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都大田区千鳥一丁目二一番三号

株式会社イレブン

代表清算人　谷　誠

解散公告

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都北区赤羽北二丁目七番一―一四〇八号

特定非営利活動法人福祉推進機構アシスト

代表清算人　島田　久平

解散公告

当社は、令和七年十月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都武蔵村山市神明二丁目一一五番地の三

株式会社ビルド住総

代表清算人　本多　眞一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

一般社団法人白楽ホーム

代表清算人　河原　正幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都八王子市川町一二八番地一〇〇

合同会社経営合宿研究所

清算人　森田　元

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

白楽ホームホールディングス合同会社

清算人　河原　正幸

解散公告

当社は、令和七年十月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都中央区日本橋本町三丁目八番三号

Nocicera Therapeutics Japan合同㈱社

清算人　ノシセラ・セラピューティクス・インク

職務執行者　伴　寿一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都足立区千住東一丁目一二番七号

株式会社カレイジャス

代表清算人　佐々木　歩

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都品川区南品川三丁目六番三号

有限会社ジィー企画

清算人　佐瀬美恵子

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都世田谷区宮坂二丁目七番六号

株式会社Ｃｈａｌｌｅｎｇｉｎｇ

代表清算人　北村　祐人

解散公告

当社は、令和七年九月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都千代田区飯田橋一丁目一二番一四号

宮島ビル五〇三　株式会社サイバーリーチ

代表清算人　石出　裕美

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により、令和七年十月一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
東京都世田谷区上馬一丁目三二番一二号
ＴＨＩＳＩＳマーケティング株式会社
代表清算人　渡部　洋平

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
東京都杉並区西荻南四丁目一一番二号月の家一〇一
代表清算人　田中　教子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
神奈川県横浜市都筑区荏田南五丁目二〇番四―一〇二　システムふげん合同会社
清算人　水野　雄二

解散公告

当社は、令和七年十月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
神奈川県平塚市山下二丁目一四番六号
有限会社東香興業
清算人　寺村　治郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
神奈川県横須賀市本町二丁目一番地一二
合同会社みらい亭
清算人　金　賢俊

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
愛知県一宮市柚木颪四九番地
合資会社愛花夢
代表清算人　神谷　隆規

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
京都府京都市東山区三条通大橋東入四丁目七軒町一八番地二
特定非営利活動法人アイ・エス・オー有効活用センター
清算人　細野　圭一

解散公告

当社は、令和七年十月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
京都府宮津市字中津二一〇―一
合同会社ヤマト
清算人　宮崎麟太郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
京都府宇治市五ヶ庄平野一二番地一五
株式会社宇治ハウジングセンター
代表清算人　小林　雅志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
大阪市生野区生野東四―一―四〇―二Ｂ
恒聖貿易株式会社
代表清算人　王　有伝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
大阪府和泉市松尾寺町一八九四―一
株式会社ＣＯＲＥ
代表清算人　松崎　幸司

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年八月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
大阪府東大阪市足代一丁目二番一七号
株式会社大勝
代表清算人　佐藤　啓介

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
神戸市東灘区本山中町二丁目一―七
株式会社ＨＯＵＭＥＩ
代表清算人　住吉　駿

解散公告

当法人は、令和七年九月十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
奈良県橿原市木原町六五―一番地
一般社団法人みらいの杜
代表清算人　西村さやか

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
島根県出雲市大津新崎町一丁目四六番地二
株式会社エコポット企画
代表清算人　新宮　和子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
岡山市北区芳賀一九〇九番地二
合同会社ＧｏｄＲｉｖｅｒ
清算人　神川　佳久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十九日
岡山市北区高松原古才五九二番地の五
有限会社寿堂
清算人　横田　慎二

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓五七〇〇番地一

特定非営利活動法人牛窓障害者支援センター

清算人　則次　學

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

広島県廿日市市峠一〇〇九〇番地二二四

広島住販株式会社

代表清算人　沖野　宏征

解散公告

当社は、令和七年七月五日開催の株主総会の決議により令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

広島市南区出島二丁目二一番五九号

株式会社山本運送

代表清算人　山本みどり

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

高知市萩町一丁目六番三三―二号

有限会社清和設備工業

清算人　野崎美恵子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

福岡県大野城市中二丁目一五番一号

株式会社喜峰産業

代表清算人　白壁　昭子

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年九月三十日をもって解散しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

長崎市向町七九一番地　株式会社わかば

代表清算人　越智めぐみ

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

熊本県阿蘇郡高森町大字高森三〇一四番地

株式会社月廻公園

代表清算人　衞藤　俊治

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

熊本県上天草市大矢野町維和一八〇〇番地一

有限会社渡辺商店

清算人　渡邉　一德

解散公告

当社は、令和七年十月一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

熊本市東区尾ノ上三丁目二番一六号

フクシマ電機有限会社

清算人　福島　光雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

鹿児島県伊佐市大口原田九四〇番地一

山口畜産株式会社

代表清算人　山口　幹夫

解散公告

当社は、令和七年十月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

沖縄県島尻郡八重瀬町字志多伯一九六番地の四

有限会社久米水創

清算人　神谷　和美

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月二十日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

宗教法人石鎚本教丸亀教会

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階　和田節代法律事務所

清算人　弁護士　和田　節代

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月一日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

香川県仲多度郡まんのう町造田一三八番地

宗教法人誠光教聖天教會

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階　和田節代法律事務所

清算人　弁護士　和田　節代

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月十二日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和七年九月十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

札幌市南区澄川三条二丁目四番一五号

医療法人社団ひきた皮膚泌尿器科医院

清算人　疋田　政博

前払式特定取引業の会員譲受のお知らせ

業譲渡契約締結により、譲渡人が取り扱う互助会会員の契約上の地位を令和八年一月一日をもって譲り受けることとなりましたので、今後、前述の会員の方々の権利義務につきましては譲受人が責任をもって承継させていただくことをお知らせいたします。

なお、異議のある方は、本公告掲載の翌日から一か月以内に書面にて左記譲渡人にご連絡下さい。

令和七年十月二十九日

（譲受人）名古屋市中区富士見町一〇番二七号　株式会社レクスト

代表取締役　金森　茂明

（譲渡人）名古屋市西区那古野二丁目七番二〇号　株式会社レクストあいち

代表取締役　金森　弘晃

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月一日開催の理事会の決議並びに福島県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

福島県福島市八島田琵琶渕六二―二

医療法人やまもり内科

清算人　山守　伸一

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十月九日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

白金台パークハウスマンション建替組合

代表清算人　上田　俊夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月三十日定款をもって定めた解散事由の発生により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

神奈川県秦野市南矢名四丁目一二番一二号

医療法人社団須藤産科婦人科医院

清算人　須藤　廣子

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年八月三十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

富山県射水市戸破二五三三番地

宗教法人妙休寺

清算人　笹山　浄範

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月八日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

滋賀県近江八幡市鷹飼町五四五番地の四

医療法人社団久我内科医院

清算人　久我　正文

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十月八日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

滋賀県彦根市長曽根南町三九五番地の七

医療法人たかはし整形外科

清算人　高橋　直久

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月二十九日京都府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

京都市伏見区桃山町山ノ下二三番地五

医療法人三木医院

清算人　三木　弘行

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月二十九日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、令和七年九月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

長崎市宿町二七番地三

医療法人川本内科医院

清算人　川本　充

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

長崎県佐世保市天満町三番一号

医療法人小西外科脳神経外科

清算人　小西　逸代

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月四日福島地方裁判所会津若松支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

福島県会津若松市七日町八七番地

神習教神誠講社

清算人　弁護士　川瀬　裕之

連絡先　福島県会津若松市大町一丁目九番二七号佐藤ビル二階

弁護士法人れいわ総合法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月一日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十九日

東京都品川区豊町五丁目一一番三号

医療法人社団東秀会

清算人　森井　秀男

第51期決算公告

令和７年９月29日

福島県会津若松市町北町大字上荒久田字鈴木57―１

株式会社南会西部建設コーポレーション

代表取締役　大浦　和久

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	934,167	流動負債	842,116
固定資産	3,483,451	賞与引当金	11,618
		固定負債	25,829
		退職給付引当金	25,829
		株主資本	3,549,674
		資本金	49,300
		利益剰余金	3,503,374
		利益準備金	12,325
		その他利益剰余金	3,491,049
		（うち当期純利益）	(613,249)
		自己株式	△3,000
資産合計	4,417,619	負債・純資産合計	4,417,619

第 12 期 決 算 公 告

令和７年９月 29 日　福島県南会津郡南会津町山口字堀田791番地

南総建株式会社

代表取締役　目黒　良樹

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	675,785	流動負債	368,118
固定資産	1,306,711	賞与引当金	11,000
		固定負債	2,379
		負債合計	**370,497**
		株主資本	1,611,999
		資本金	20,000
		資本剰余金	4,688
		その他資本剰余金	4,688
		利益剰余金	1,587,311
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,582,311
		（うち当期純利益）	（173,560）
		純資産合計	**1,611,999**
資産合計	**1,982,496**	**負債・純資産合計**	**1,982,496**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年10月29日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①トヨタホーム名古屋株式会社　②国土交通大臣⑷第7899号　③代表取締役　室屋直幸　④愛知県名古屋市熱田区大宝一丁目13―20　廃止した従たる事務所　愛知県豊田市丸山町６―26　⑤500万円　⑥中部地方整備局長　⑦愛知県名古屋市熱田区大宝一丁目13―20　トヨタホーム名古屋株式会社　代表取締役　室屋直幸

第 111 期決算公告　2025年９月29日
茨城県神栖市砂山４番地
太陽肥料株式会社
代表取締役　上西　由晃
貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,507,849
	固定資産	953,562
	資産合計	4,461,412
負純資産及び部	流動負債	3,549,076
	固定負債	232,674
	株主資本	679,660
	資本金	300,000
	資本剰余金	3,256
	資本準備金	3,256
	利益剰余金	376,403
	利益準備金	71,743
	その他利益剰余金	304,660
	（うち当期純利益）	(40,772)
	負債・純資産合計	4,461,412

第 13 期決算公告　令和７年10月29日
福島県郡山市堂前町１番２号
福島スポーツエンタテインメント株式会社
代表取締役　西田　創
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	168,170
	固定資産	22,734
	資産合計	190,904
負純資産及び部	流動負債	165,870
	株主資本	25,034
	資本金	10,000
	資本剰余金	117,312
	資本準備金	75,345
	その他資本剰余金	41,967
	利益剰余金	△102,278
	その他利益剰余金	△102,278
	（うち当期純利益）	(273)
	負債・純資産合計	190,904

第 28 期決算公告
令和７年 10 月 29 日
福島県福島市飯坂町平野字境田21番地
株式会社ホームドクター
代表取締役　阿部　克彦
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	391,597
	固定資産	30,263
	合計	421,861
負純資産及び部	流動負債	13,382
	株主資本	408,478
	資本金	10,000
	利益剰余金	398,478
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	395,978
	（うち当期純利益）	(20,098)
	合計	421,861

第 83 期決算公告　令和７年９月26日
東京都北区上中里一丁目11番８号
昭和株式会社
代表取締役社長　本島　哲也
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,238,742
	固定資産	1,011,759
	繰延資産	266
	資産合計	6,250,767
負純資産及び部	流動負債	2,934,408
	固定負債	1,931,452
	株主資本	1,384,907
	資本金	100,000
	資本剰余金	85,459
	利益剰余金	1,199,447
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,174,447
	（うち当期純利益）	(46,448)
	負債・純資産合計	6,250,767

第 15 期決算公告
令和７年 10 月 29 日
東京都中央区銀座四丁目３番６号
Ｇ４ＢＲＩＣＫＳＢＬＤ．４階
株式会社東京美髪芸術学院
代表取締役　米山　実
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,280
	固定資産	1,371
	合計	77,652
負純資産及び部	流動負債	23,312
	賞与引当金	504
	株主資本	54,339
	資本金	10,000
	利益剰余金	44,339
	利益準備金	40
	その他利益剰余金	44,299
	（うち当期純利益）	(978)
	合計	77,652

第 45 期決算公告
2025 年９月 19 日
茨城県神栖市砂山４番地
日本ダイホスカ株式会社
代表取締役　上西　由晃
貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,550
	固定資産	80
	資産合計	16,631
負純資産及び部	流動負債	129
	株主資本	16,501
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,501
	その他利益剰余金	6,501
	（うち当期純利益）	(106)
	負債・純資産合計	16,631

第 11 期決算公告　令和７年10月29日
東京都千代田区丸の内二丁目３番２号
ＩＦＭインベスターズ・ジャパン・ピーティーワイ・リミテッド
在日代表　取締役　正田　雄二
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	661,984
	固定資産	95,047
	資産合計	757,031
負純資産及び部	流動負債	535,630
	固定負債	66,480
	株主資本	154,921
	資本金	20,368
	利益剰余金	134,552
	その他利益剰余金	134,552
	（うち当期純利益）	(19,904)
	負債・純資産合計	757,031

第 26 期決算公告　令和７年10月29日
東京都千代田区神田神保町三丁目10番地２
共立ビル８Ｆ
株式会社大空出版
代表取締役　加藤　玄一
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	252,005
	固定資産	77,106
	資産合計	329,111
負純資産及び部	流動負債	102,934
	固定負債	160,476
	株主資本	65,701
	資本金	20,000
	利益剰余金	49,051
	利益準備金	769
	その他利益剰余金	48,281
	（うち当期純損失）	(20,866)
	自己株式	△3,350
	負債・純資産合計	329,111

第７期決算公告　令和７年９月26日
東京都北区上中里一丁目11番８号
昭和ホールディングス株式会社
代表取締役社長　本島　哲也
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,850
	固定資産	2,828,985
	繰延資産	6,169
	資産合計	2,911,005
負純資産及び部	流動負債	181,339
	固定負債	1,967,899
	株主資本	761,765
	資本金	30,000
	資本剰余金	573,891
	利益剰余金	157,874
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	150,374
	（うち当期純利益）	(43,736)
	負債・純資産合計	2,911,005

第 7 期決算公告
令和７年 10 月 29 日
横浜市中区翁町一丁目４番１号
株式会社Ｃ＆Ｐ
代表取締役　髙橋　篤
貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	325,952	流動負債	330,587
固定資産	637,010	賞与引当金	868
		固定負債	280,360
		退職給与引当金	6,102
		株主資本	352,015
		資本金	30,000
		資本剰余金	127,340
		その他資本剰余金	127,340
		利益剰余金	194,674
		利益準備金	3,575
		その他利益剰余金	191,099
		（うち当期純利益）	(102,929)
資産合計	962,962	負債・純資産合計	962,962

第 4 期決算公告
令和７年 10 月 29 日
横浜市中区翁町一丁目４番１号
株式会社アルテジェネシス
代表取締役　吉村　栄義
貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,633,181	流動負債	932,047
固定資産	4,148,756	賞与引当金	5,362
		固定負債	4,217,404
		退職給付引当金	47,794
		株主資本	632,486
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,158,414
		資本準備金	831,923
		その他資本剰余金	326,491
		利益剰余金	△625,928
		その他利益剰余金	△625,928
		（うち当期純損失）	(37,300)
資産合計	5,781,937	負債・純資産合計	5,781,937

第 43 期 決 算 公 告

令和７年９月30日　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
アヴネット株式会社
代表取締役社長　茂木　康元

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	54,543	流動負債	19,518
固定資産	832	賞与引当金	82
		その他	19,436
		固定負債	222
		退職給付引当金	72
		その他	150
		株主資本	35,635
		資本金	490
		資本剰余金	10,521
		資本準備金	10,521
		利益剰余金	24,624
		その他利益剰余金	24,624
		（うち当期純損失）	（1,153）
資産合計	55,375	負債・純資産合計	55,375

第 16 期 決 算 公 告

令和７年９月30日　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
アヴネット・イーエム・ホールディングス・ジャパン株式会社
代表取締役社長　茂木　康元

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	622	流動負債	386
固定資産	203	賞与引当金	11
		その他引当金	14
		その他	361
		固定負債	1,466
		退職給付引当金	1
		その他	1,465
		株主資本	△1,027
		資本金	1
		利益剰余金	△1,028
		その他利益剰余金	△1,028
		（うち当期純利益）	（10）
資産合計	825	負債・純資産合計	825

第 30 期 決 算 公 告

令和７年10月29日
埼玉県北足立郡伊奈町西小針７丁目４番地１
フジバンＱＳＲ株式会社
代表取締役　小山　郁

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,268,023	流動負債	1,288,801
固定資産	1,897,565	固定負債	433,949
		（うち退職給付引当金）	（398,393）
		負債合計	1,722,751
		株主資本	3,442,837
		資本金	490,000
		利益剰余金	2,952,837
		利益準備金	122,500
		その他利益剰余金	2,830,337
		（うち当期純利益）	（546,324）
		純資産合計	3,442,837
資産合計	5,165,588	負債・純資産合計	5,165,588

第 62 期 決 算 公 告

令和７年10月29日　茨城県水戸市緑町一丁目１番４号
株式会社鈴木良工務店
代表取締役　鈴木　勝彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,144,855	流動負債	866,775
固定資産	602,526	固定負債	107,609
		株主資本	2,608,283
		資本金	81,000
		資本剰余金	14,000
		資本準備金	14,000
		利益剰余金	2,513,283
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	2,498,283
		（うち当期純利益）	（106,516）
		評価・換算差額等	164,713
		その他有価証券評価差額金	164,713
資産合計	3,747,382	負債・純資産合計	3,747,382

第 51 期 決 算 公 告

令和７年10月29日　東京都港区東新橋２丁目３番17号
株式会社ネクスコ東日本シティフード
代表取締役社長　濵崎　正人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,362	流動負債	158
固定資産	955	賞与引当金	3
		固定負債	98
		退職給付引当金	8
		株主資本	5,004
		資本金	60
		資本剰余金	82
		利益剰余金	5,323
		利益準備金	52
		その他利益剰余金	5,271
		（うち当期純利益）	（88）
		自己株式	△461
		評価・換算差額等	57
資産合計	5,317	負債・純資産合計	5,317

第 50 期 決 算 公 告

令和７年10月29日
千葉県市川市八幡二丁目16番15号本八幡駅西口ビル
株式会社秀栄
代表取締役　岩澤　秀明

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	851,529	流動負債	217,805
固定資産	1,648,715	固定負債	62,872
繰延資産	940	株主資本	2,220,508
		資本金	3,000
		資本剰余金	415,016
		資本準備金	117,780
		その他資本剰余金	297,236
		利益剰余金	1,802,492
		利益準備金	2,225
		その他利益剰余金	1,800,267
		（うち当期純利益）	（75,402）
資産合計	2,501,186	負債・純資産合計	2,501,186

第 3 期 決 算 公 告

令和７年10月29日　東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階
Ｒｅｂｏｏｔ株式会社
代表取締役　フィリップ・リウ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	65,864	流動負債	11,938
固定資産	43,810	固定負債	18,618
繰延資産	582	株主資本	79,700
		資本金	97,383
		資本剰余金	97,373
		資本準備金	97,373
		利益剰余金	△115,056
		その他利益剰余金	△115,056
		（うち当期純損失）	（91,832）
資産合計	110,257	負債・純資産合計	110,257

第 29 期 決 算 公 告

令和７年９月29日
東京都港区赤坂４－２－６住友不動産新赤坂ビル11階
インターナショナルＳＯＳジャパン株式会社
代表取締役　マーク・アタウェイ

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,004,888	流動負債	3,212,155
固定資産	1,073,226	賞与引当金	68,102
		有給休暇引当金	45,233
		その他	3,098,820
		固定負債	376,675
		退職給付引当金	223,500
		その他	153,175
		株主資本	489,284
		資本金	10,000
		利益剰余金	479,284
		その他利益剰余金	479,284
		（うち当期純利益）	（445,161）
資産合計	4,078,114	負債・純資産合計	4,078,114

第 7 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日　東京都千代田区平河町一丁目３番13号

株式会社ＳｋｙＤｒｉｖｅ

代表取締役　福澤　知浩

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,360,095	流動負債	645,975
固定資産	4,413,722	固定負債	344,806
		株主資本	3,483,036
		資本金	100,000
		資本剰余金	7,029,598
		資本準備金	6,829,598
		その他資本剰余金	200,000
		利益剰余金	△3,646,562
		その他利益剰余金	△3,646,562
		（うち当期純損失）	(3,646,562)
		新株予約権	8,300,000
資産合計	12,773,818	負債・純資産合計	12,773,818

第 20 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日

横浜市中区翁町一丁目４番１号

株式会社アッシュ

代表取締役　大澤　祐二朗

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,200,596	流動負債	1,198,225
固定資産	2,258,942	賞与引当金	1,848
		固定負債	982,117
		退職給与引当金	18,552
		株主資本	1,279,195
		資本金	50,000
		資本剰余金	68,000
		その他資本剰余金	68,000
		利益剰余金	1,161,195
		利益準備金	17,500
		その他利益剰余金	1,143,695
		（うち当期純利益）	(259,046)
資産合計	3,459,538	負債・純資産合計	3,459,538

第 11 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日

大阪市中央区今橋二丁目５番８号

清水五条特定目的会社

取締役　鄭　　武壽

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	4,640,902	流動負債	4,206,247
固定資産	4,640,902	固定負債	16,500
その他の資産	368,188	負債合計	4,222,747
流動資産	361,309	社員資本	786,343
固定資産	6,878	特定資本金	100
投資その他の資産	6,878	優先資本金	1,594,000
		剰余金	△807,756
		当期未処理損失	807,756
		純資産合計	786,343
資産合計	5,009,090	負債・純資産合計	5,009,090

損益計算書の要旨

（自　令和６年８月１日　至　令和７年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	230,147
営業費用	168,046
営業利益	62,101
営業外収益	20
営業外費用	103,713
経常損失	41,592
税引前当期純損失	41,592
法人税、住民税及び事業税	1,490
当期純損失	43,082

第 15 期決算公告

令和７年10月29日

東京都港区南青山二丁目２番15号 ウィン青山1317号

株式会社ユニバーサルノア

代表取締役　沼田　和之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,594
	固定資産	111
	資産合計	28,705
負純資債及産のび部	流動負債	14,318
	負債合計	14,318
	株主資本	14,387
	資本金	3,000
	利益剰余金	11,387
	その他利益剰余金	11,387
	（うち当期純利益）	(1,542)
	純資産合計	14,387
	負債・純資産合計	28,705

決算公告

令和７年10月29日

山形県天童市石鳥居３番地５

株式会社サン技研

代表取締役　福田　夏紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	116,674
	固定資産	64,461
	繰延資産	68
	合計	181,204
負純資債及産のび部	流動負債	51,545
	固定負債	62,776
	株主資本	66,883
	資本金	11,000
	利益剰余金	56,683
	利益準備金	2,750
	その他利益剰余金	53,933
	（うち当期純利益）	(22,926)
	自己株式	△800
	合計	181,204

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、株主総会の決議は令和七年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

山形県天童市石鳥居三番地五

株式会社サン技研

代表取締役　福田　夏紀

第 73 期決算公告

令和７年10月29日

埼玉県坂戸市南町15番２号 第３増尾ビル１Ｆ

株式会社増尾元秀商店

代表取締役　増尾　鷹士

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	255,120
	固定資産	1,703,314
	繰延資産	38,635
	資産合計	1,997,070
負純資債及産のび部	流動負債	99,254
	固定負債	1,649,003
	株主資本	248,812
	資本金	10,000
	利益剰余金	238,812
	利益準備金	49,690
	その他利益剰余金	189,121
	（うち当期純利益）	(27,542)
	負債・純資産合計	1,997,070

第 52 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日

埼玉県新座市石神二丁目11番39号

赤田物産株式会社

代表取締役　鵜飼　　亨

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,390
	固定資産	178,191
	資産合計	190,582
負純資債及産のび部	流動負債	106,757
	固定負債	82,124
	株主資本	1,700
	資本金	80,000
	利益剰余金	△78,299
	利益準備金	140
	その他利益剰余金	△78,439
	（うち当期純利益）	(37)
	負債・純資産合計	190,582

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

埼玉県新座市石神二丁目一一番三九号

赤田物産株式会社

代表取締役　鵜飼　亨

第 9 期決算公告

令和７年10月29日

東京都中央区八丁堀三丁目25番８号 八丁堀陽光ビル４階

オールウインド株式会社

代表取締役　兪　　衛

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	951
	固定資産	1,964
	資産合計	2,915
負純資債及産のび部	流動負債	1,502
	固定負債	1,151
	株主資本	261
	資本金	310
	新株式申込証拠金	100
	利益剰余金	△148
	その他利益剰余金	△148
	（うち当期純損失）	(102)
	負債・純資産合計	2,915

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千六百万円減少することにいたしました。

減少した金額全額を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

東京都台東区上野一丁目一六番一二号

モンデラジャパン株式会社

代表取締役　盧　丁寧

第21期決算公告

令和７年10月29日

東京都台東区上野一丁目16番12号

モンデラジャパン株式会社

代表取締役　盧　丁寧

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,284
	資産合計	**14,284**
負債及び純資産の部	流動負債	75,355
	負債合計	**75,355**
	株主資本	△61,071
	資本金	97,000
	利益剰余金	△158,071
	その他利益剰余金	△158,071
	（うち当期純利益）	（456）
	純資産合計	**△61,071**
	負債・純資産合計	**14,284**

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十月六日付臨時株主総会決議に基づく募集株式の発行が効力を生じることを条件として、資本金の額を四千七百七十五万円減少させることと致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

東京都港区東麻布一丁目一四番三号

株式会社ピクセル

代表取締役　渡辺　慎一

第６期決算公告

令和７年10月29日

東京都港区東麻布一丁目14番３号

株式会社ピクセル

代表取締役　渡辺　慎一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	408
	固定資産	29
	資産合計	**437**
負債及び純資産の部	流動負債	190
	固定負債	265
	株主資本	△18
	資本金	15
	資本剰余金	15
	資本準備金	15
	利益剰余金	△48
	その他利益剰余金	△48
	（うち当期純損失）	（5）
	負債・純資産合計	**437**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月二十九日

東京都中央区日本橋室町三丁目二番一号日本橋室町三井タワー七階ＧＬＯＢＡＬ　ＬＩＦＥＳＣＩＥＮＣＥ　ＨＵＢ

イメル創薬株式会社

代表取締役　稲葉　太郎

第５期決算公告

令和７年10月29日

東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号

日本橋室町三井タワー７階

GLOBAL LIFESCIENCE HUB

イメル創薬株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	274
	資産合計	**274**
負債及び純資産の部	流動負債	13
	株主資本	231
	資本金	10
	資本剰余金	241
	資本準備金	125
	その他資本剰余金	115
	利益剰余金	△19
	その他利益剰余金	△19
	（うち当期純損失）	（21）
	新株予約権	30
	負債・純資産合計	**274**

第８期決算公告

令和７年10月29日

東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号

ｃｏ－１ａｂ渋谷キャスト１階

MOMENT FACTORY THREE株式会社

代表取締役　ドミニク・ベセット

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	59,368
	固定資産	1,610
	資産合計	**60,978**
負債及び純資産の部	流動負債	13,495
	株主資本	47,483
	資本金	125
	利益剰余金	47,358
	その他利益剰余金	47,358
	（当期純利益）	（9,799）
	負債・純資産合計	**60,978**

第25期決算公告

2025年10月29日

東京都港区西新橋３丁目23番12号

株式会社イースクエア

代表取締役　本木　啓生

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	211,724
	固定資産	12,415
	繰延資産	252
	合計	**224,391**
負債及び純資産の部	流動負債	50,657
	固定負債	4,369
	株主資本	169,365
	資本金	50,000
	利益剰余金	129,522
	利益準備金	4,937
	その他利益剰余金	124,585
	（うち当期純利益）	（5,093）
	自己株式	△10,157
	合計	**224,391**

第５期決算公告

令和７年10月29日

東京都渋谷区神宮前六丁目23番11号

ｎｅｘｔ　Ｓｏｕｎｄ株式会社

代表取締役　飛澤　正人

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	13,583,884
	固定資産	15,139,080
	繰延資産	9,489,945
	資産合計	**38,212,909**
負債及び純資産の部	流動負債	1,337,500
	固定負債	16,079,779
	株主資本	20,795,630
	資本金	30,499,000
	資本剰余金	27,499,000
	資本準備金	27,499,000
	利益剰余金	△37,202,370
	その他利益剰余金	△37,202,370
	（うち当期純損失）	（10,652,150）
	負債・純資産合計	**38,212,909**

第11期決算公告

令和７年10月29日

東京都中央区京橋３－３－10

第１下村ビル６階

創業手帳株式会社

代表取締役　土屋　貴幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	37,107,578
	固定資産	5,817,486
	資産合計	**42,925,064**
負債及び純資産の部	流動負債	102,032,167
	固定負債	108,648,540
	株主資本	△167,755,643
	資本金	57,045,500
	資本剰余金	47,245,500
	資本準備金	47,245,500
	利益剰余金	△272,046,643
	その他利益剰余金	△272,046,643
	（うち当期純損失）	（2,722,931）
	負債・純資産合計	**42,925,064**

第９期決算公告

令和７年10月29日

東京都練馬区西大泉三丁目18番14号

株式会社ダイバーシティ

代表取締役　塚本　学

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	130,182
	固定資産	38,293
	合計	**168,475**
負債及び純資産の部	流動負債	44,053
	固定負債	136,670
	株主資本	△12,248
	資本金	20,000
	利益剰余金	△26,248
	その他利益剰余金	△26,248
	（うち当期純損失）	（42,611）
	自己株式	△6,000
	合計	**168,475**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

東京都練馬区西大泉三丁目一八番一四号

株式会社ダイバーシティ

代表取締役　塚本　学

第 28 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日

東京都港区赤坂４丁目３番４号

株式会社キングスロード

代表取締役　トレバージョセフ

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	37,040,008
	固定資産	2,288,602
	資産合計	39,328,610
負債及び純資産の部	流動負債	18,763,987
	株主資本	20,564,623
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	5,564,623
	その他利益剰余金	5,564,623
	（うち当期純利益）	(14,373,302)
	負債・純資産合計	39,328,610

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

東京都港区赤坂四丁目三番地四

株式会社キングスロード

代表取締役　トレバージョセフ

第９期決算公告

令和７年10月29日

東京都中央区京橋２－２－１

京橋エドグラン２　７Ｆ

菜鳥日本サプライチェーン株式会社

代表取締役　張　宏　昌

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	896,440,857
	固定資産	0
	合計	896,440,857
負債及び純資産の部	流動負債	610,435,811
	株主資本	286,005,046
	資本金	454,580,000
	資本剰余金	388,600,000
	資本準備金	388,600,000
	利益剰余金	△557,174,954
	その他利益剰余金	△557,174,954
	（うち当期純利益）	(457,637)
	合計	896,440,857

第 18 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日

岐阜県関市千疋238番地

株式会社イースペース

代表取締役　山中　　白

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,131
	固定資産	3,789
	合計	32,920
負債及び純資産の部	流動負債	7,390
	固定負債	21,785
	株主資本	3,744
	資本金	15,000
	利益剰余金	△ 11,255
	その他利益剰余金	△ 11,255
	（うち当期純損失）	(7,805)
	合計	32,920

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とし、減少額全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

岐阜県関市千疋二三八番地

株式会社イースペース

代表取締役　山中　　白

第 36 期決算公告

令和７年10月29日

東京都杉並区成田東四丁目36番21号

株式会社芝萬

代表取締役　黒沼　良成

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,122
	固定資産	5,326
	資産合計	27,448
負債及び純資産の部	流動負債	191
	株主資本	27,256
	資本金	30,000
	利益剰余金	△2,743
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△3,743
	（うち当期純損失）	(896)
	負債・純資産合計	27,448

第９期決算公告

令和７年10月29日

静岡県沼津市桃里606番地

株式会社ナガクラホールディングス

代表取締役　長倉　裕輔

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	63,317
	固定資産	8,519,444
	合計	8,582,761
負債及び純資産の部	流動負債	41,221
	固定負債	1,836,002
	株主資本	6,705,538
	資本金	10,000
	資本剰余金	6,682,356
	資本準備金	6,682,356
	利益剰余金	13,181
	その他利益剰余金	13,181
	（うち当期純利益）	(4,551)
	合計	8,582,761

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

静岡県沼津市桃里六〇六番地

株式会社ナガクラホールディングス

代表取締役　長倉　裕輔

第 1 期 決 算 公 告

2025 年 10 月 29 日

東京都港区六本木６丁目11番１号

株式会社グリー

代表取締役　藤本　真樹

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,937,078
	固定資産	127,355
	合計	3,064,433
負債及び純資産の部	流動負債	2,144,517
	固定負債	440
	株主資本	919,475
	資本金	101,000
	利益剰余金	818,475
	その他利益剰余金	818,475
	（うち当期純利益）	(885,885)
	合計	3,064,433

第 50 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日

静岡県富士宮市東阿幸地244番地

株式会社近藤機材

代表取締役　近藤　千佳

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	188,265
	固定資産	268,216
	合計	456,482
負債及び純資産の部	流動負債	199,911
	固定負債	82,696
	株主資本	173,874
	資本金	10,000
	利益剰余金	163,874
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	161,374
	（うち当期純利益）	(84)
	合計	456,482

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社近藤（住所静岡県富士宮市阿幸地町一〇〇番地の七）に対して当社の事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

静岡県富士宮市東阿幸地二四四番地

株式会社近藤機材

代表取締役　近藤　千佳

第 12 期決算公告

令和７年10月29日

横浜市中区翁町一丁目４番１号

株式会社ダイヤモンドアイズ

代表取締役　高木　　泉

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	100,679
	固定資産	89,927
	合計	190,606
負債及び純資産の部	流動負債	85,204
	賞与引当金	564
	固定負債	45,317
	株主資本	60,085
	資本金	10,000
	資本剰余金	27,798
	資本準備金	27,798
	利益剰余金	22,286
	その他利益剰余金	22,286
	（うち当期純利益）	(8,299)
	合計	190,606

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

愛知県豊田市土橋町四丁目六七番地

（甲）合資会社ひふみ商店

代表社員　須藤　一彦

愛知県豊田市土橋町四丁目六七番地

（乙）株式会社須藤

代表取締役　須藤　一彦

第９期決算公告

令和７年10月29日

愛知県豊田市美山町一丁目84番地５

株式会社平山グローバルサポーター

代表取締役　和田　朋之

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	221,547,286
	固定資産	13,094,680
	資産合計	**234,641,966**
負純資債及産のび部	流動負債	45,439,300
	賞与引当金	1,950,009
	固定負債	2,268,750
	退職給付引当金	424,045
	株主資本	186,933,916
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	166,933,916
	その他利益剰余金	166,933,916
	（うち当期純利益）	(37,285,816)
	負債・純資産合計	**234,641,966**

第18期決算公告

令和７年10月29日

愛知県豊田市土橋町四丁目67番地

株式会社須藤

代表取締役　須藤　一彦

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,949
	固定資産	39,455
	繰延資産	299
	合計	**44,704**
負純資債及産のび部	流動負債	974
	株主資本	43,730
	資本金	2,000
	利益剰余金	41,730
	その他利益剰余金	41,730
	（うち当期純利益）	(673)
	合計	**44,704**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

大阪府大東市新田旭町五番二一号

株式会社西脇ハウス

代表取締役　西脇　優好

第46期決算公告

令和７年10月29日

名古屋市東区東桜二丁目15番７号

東海建物管理株式会社

代表取締役　藤田　義明

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	173,143
	固定資産	124,518
	有形固定資産	95,353
	投資その他の資産	29,164
	資産合計	**297,662**
負純資債及産のび部	流動負債	227,011
	株主資本	70,651
	資本金	10,000
	利益剰余金	60,651
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	60,151
	（うち当期純利益）	(3,633)
	負債・純資産合計	**297,662**

第52期決算公告

令和７年10月29日

大阪府大東市新田旭町５番21号

株式会社西脇ハウス

代表取締役　西脇　優好

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	47,573
	固定資産	44,797
	合計	**92,371**
負純資債及産のび部	流動負債	31,937
	固定負債	28,016
	株主資本	32,418
	資本金	20,000
	利益剰余金	12,418
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	7,418
	（うち当期純利益）	(4,198)
	合計	**92,371**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

大阪府大東市新田旭町五番二一号

株式会社西脇ハウス

代表取締役　西脇　優好

第50期決算公告

令和７年７月25日

東京都足立区柳原一丁目27番５号

医療法人財団健和会

理事長　露木　静夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,491,493
	固定資産	7,811,838
	資産合計	**11,303,331**
負純資債及産のび部	流動負債	2,646,257
	固定負債	9,070,137
	長期借入金	6,317,723
	長期リース負債	16,326
	退職給付引当金等	2,736,088
	設立等積立金	37,805
	利益剰余金	△450,868
	前期繰越利益	△520,633
	当期利益	69,765
	負債・純資産合計	**11,303,331**

第74期決算公告

令和７年10月29日

大阪府堺市堺区甲斐町東三丁２番30号

株式会社ハヤシ

代表取締役　林　久美子

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,672,988
	固定資産	1,531,612
	繰延資産	883
	合計	**9,205,484**
負純資債及産のび部	流動負債	4,160,719
	固定負債	2,536,995
	株主資本	2,507,769
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,477,769
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,475,269
	（うち当期純利益）	(247,524)
	合計	**9,205,484**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

大阪府堺市堺区熊野町東四丁四番二〇号

（甲）株式会社ハヤシホールディングス

代表取締役　林　久美子

大阪府堺市堺区甲斐町東三丁二番三〇号

（乙）株式会社ハヤシ

代表取締役　林　久美子

第12期決算公告

2025年８月25日

大阪市淀川区十三本町二丁目17番85号

一般財団法人武田薬品共済会

代表理事　篠原　正人

貸借対照表の要旨

（2025年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	638,842
	固定資産	638,128
	資産合計	**1,276,970**
負味債財及産びの正部	流動負債	24,104
	負債合計	**24,104**
	一般正味財産	1,252,865
	正味財産合計	**1,252,865**
	負債正味財産合計	**1,276,970**

第48期決算公告

令和７年10月29日

広島市西区小河内町二丁目10番17―305号

株式会社総合テクノス

代表取締役　坂本　雄二

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,534
	固定資産	1,536
	合計	**17,070**
負純資債及産のび部	流動負債	1,988
	固定負債	14,127
	株主資本	955
	資本金	11,000
	利益剰余金	△ 10,045
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△ 11,045
	（うち当期純利益）	(3,709)
	合計	**17,070**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

広島市西区小河内町二丁目一〇番一七―三〇五号　株式会社総合テクノス

代表取締役　坂本　雄二

第 31 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日　岩手県一関市字相去３番地の１
株式会社富士通ゼネラルエレクトロニクス
代表取締役社長　中西　　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,720	流動負債	8,605
固定資産	2	賞与引当金	119
投資その他の資産	2	事業基盤改革引当金	387
		固定負債	2,641
		退職給付引当金	400
		負債合計	11,246
		株主資本	△3,523
		資本金	800
		利益剰余金	△4,323
		利益準備金	200
		その他利益剰余金	△4,523
		純資産合計	△3,523
資産合計	7,723	負債・純資産合計	7,723

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	11,173
売上原価	10,808
売上総利益	364
販売費及び一般管理費	493
営業損失	128
営業外収益	306
営業外費用	55
経常利益	122
特別利益	380
特別損失	6,104
税引前当期純損失	5,602
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	494
当期純損失	6,100

第 27 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日
東京都港区芝大門一丁目10番11号
株式会社ナノスタイル
代表取締役　岩本　一仁

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	949,860
	固定資産	394,360
	合計	1,344,220
負債及び純資産の部	流動負債	268,745
	販売促進引当金	15,138
	固定負債	1,183,787
	株主資本	△108,312
	資本金	100,000
	利益剰余金	△208,312
	その他利益剰余金	△208,312
	（うち当期純損失）	(67,307)
	合計	1,344,220

第 9 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日
東京都足立区綾瀬四丁目７番６号
フューチャークラフト株式会社
代表取締役　佐藤　嘉博

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	422,611,718
	固定資産	230,982,716
	繰延資産	10,591,689
	資産合計	664,186,123
負債及び純資産の部	流動負債	216,201,027
	固定負債	235,720,000
	株主資本	212,265,096
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	202,265,096
	利益準備金	3,405,600
	その他利益剰余金	198,859,496
	（うち当期純利益）	(51,380,746)
	負債・純資産合計	664,186,123

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会及び社員総会の承認決議は令和七年十一月十二日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日
東京都足立区綾瀬四丁目七番六号
（甲）フューチャークラフト株式会社
代表取締役　佐藤　嘉博
東京都葛飾区小菅四丁目二一番二二号
（乙）合同会社YOSHI
代表社員　佐藤　嘉博

第 71 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日
大阪市中央区高麗橋四丁目８番５号
株式会社ナカガワ
代表取締役　中川　雄介

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	275,128
	固定資産	113,999
	合計	389,128
負債及び純資産の部	流動負債	38,895
	固定負債	214,994
	株主資本	135,237
	資本金	20,000
	利益剰余金	115,237
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	112,737
	（うち当期純利益）	(39,189)
	合計	389,128

決　算　公　告

令和７年 10 月 29 日
東京都中央区日本橋二丁目16番13号
ランディック日本橋ビル
株式会社ジュリスター・インターナショナル
代表取締役　山北　悠介

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	18,102
	固定資産	773
	資産合計	18,875
負債及び純資産の部	流動負債	26
	株主資本	18,849
	資本金	21,500
	利益剰余金	△2,650
	その他利益剰余金	△2,650
	（うち当期純損失）	(839)
	負債・純資産合計	18,875

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千八百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日
東京都中央区日本橋二丁目一六番一三号
ランディック日本橋ビル
株式会社ジュリスター・インターナショナル
代表取締役　山北　悠介

第 38 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日
大阪市中央区高麗橋四丁目８番５号
株式会社ギヤラリーケイ
代表取締役　中川健太郎

貸借対照表の要旨（令和７年８月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,898
	固定資産	722
	合計	26,621
負債及び純資産の部	流動負債	574
	固定負債	815
	株主資本	25,231
	資本金	10,000
	利益剰余金	15,231
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	12,731
	（うち当期純損失）	(2,767)
	合計	26,621

第 4 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 29 日
神奈川県藤沢市村岡東二丁目26番地の１
株式会社オルガノイドファーム
代表取締役　山木多恵子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	134,587
	固定資産	44,793
	合計	179,381
負債及び純資産の部	流動負債	9,891
	株主資本	169,489
	資本金	100,000
	資本剰余金	390,000
	資本準備金	390,000
	利益剰余金	△320,510
	その他利益剰余金	△320,510
	（うち当期純損失）	(125,749)
	合計	179,381

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年十月三十一日を払込期日とする募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、当該募集株式の発行により増加する資本金の額である一億七千五百万円を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日
神奈川県藤沢市村岡東二丁目二六番地の一
株式会社オルガノイドファーム
代表取締役　山木多恵子

第 11 期決算公告

令和７年10月29日
福岡県福岡市中央区大名二丁目６番11号
株式会社ガイアバイオメディシン
代表取締役　倉森　和幸

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,237,427
	固定資産	888
	合計	2,238,315
負債及び純資産の部	流動負債	314,687
	固定負債	500,220
	株主資本	1,423,407
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,329,988
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	3,319,988
	利益剰余金	△1,916,581
	その他利益剰余金	△1,916,581
	（うち当期純損失）	(609,487)
	合計	2,238,315

第19期決算公告

2025年10月29日
大分県大分市大字勢家843番地の66
株式会社アズコミュニケーションズ
代表取締役　佐々木　孝

貸借対照表の要旨
（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	219,035
	固定資産	20,145
	合計	239,181
負債及び純資産の部	流動負債	78,550
	固定負債	52,524
	株主資本	108,106
	資本金	29,562
	利益剰余金	78,544
	その他利益剰余金	78,544
	（うち当期純利益）	(54,983)
	合計	239,181

第19期決算公告

令和７年10月29日
北九州市八幡西区引野三丁目12番12―601号
株式会社スマート
代表取締役　福永　明子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,036
	固定資産	1,863,933
	合計	1,882,969
負債及び純資産の部	流動負債	21,034
	固定負債	1,856,364
	株主資本	5,571
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,571
	その他利益剰余金	4,571
	（うち当期純損失）	(9,831)
	合計	1,882,969

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社スマートセレクト（住所北九州市八幡西区引野三丁目一二番一二―六〇一号）に対して当社の不動産・建設工事事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十月十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日
北九州市八幡西区引野三丁目一二番一二―六〇一号
株式会社スマート
代表取締役　福永　明子

第４期決算公告

令和７年10月29日
宮城県仙台市青葉区花京院２―１―65いちご花京院ビル９階
株式会社ＥｌｅｖａｔｉｏｎＳｐａｃｅ
代表取締役　小林　稜平

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	616,420	流動負債	156,131
固定資産	73,745	固定負債	93,960
繰延資産	414	負債合計	250,091
		株主資本	440,489
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,780,536
		資本準備金	939,768
		その他資本剰余金	840,768
		利益剰余金	△1,440,046
		繰越利益剰余金	△1,440,046
		（うち当期純損失）	(822,600)
		純資産合計	440,489
資産合計	690,581	負債・純資産合計	690,581

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二四四万二千円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日
宮城県仙台市青葉区花京院二―一―六五いちご花京院ビル九階
株式会社ＥｌｅｖａｔｉｏｎＳｐａｃｅ
代表取締役　小林　稜平

第37期決算公告

令和７年10月29日
静岡県三島市富田町３番５号
株式会社澄企画
代表取締役　坪口　榮二

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	243,071,097
	固定資産	343,706,755
	資産合計	586,777,852
負債及び純資産の部	流動負債	75,691,164
	固定負債	190,069,000
	株主資本	321,017,688
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	318,017,688
	利益準備金	750,000
	その他利益剰余金	317,267,688
	（うち当期純利益）	(74,172,835)
	負債・純資産合計	586,777,852

株式交換公告及び準備金の額の減少公告

当社（甲）は株式交換により、株式会社澄企画（乙、住所静岡県三島市富田町三番五号）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

また当社は、前記株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として、その増加する資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この株式交換及び準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月九日
掲載頁　六十八頁（号外第一五七号）
（乙）左記のとおりです。
令和七年十月二十九日
静岡県御殿場市中山四八三番地の一
株式会社プラス・ワン
代表取締役　坪口　栄二

第69期決算公告

令和７年10月29日
広島市中区吉島東一丁目24番29号
笠原木材株式会社
代表取締役　笠原　愛古

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,744	流動負債	2,888
固定資産	106,307	固定負債	12,970
		引当金	17,164
		買替圧縮引当金	17,164
		株主資本	103,027
		資本金	10,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	73,027
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	65,527
		（うち当期純損失）	(3,738)
資産合計	136,051	負債・純資産合計	136,051

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年十月二十九日
広島市中区吉島東一丁目二四番二九号
（甲）笠原木材株式会社
代表取締役　笠原　愛古
広島市中区吉島東一丁目二四番二九号
（乙）有限会社カサハラ
代表取締役　笠原　真弥

第 17 期決算公告

令和７年10月29日
東京都中央区銀座三丁目４―18
ソプラ銀座株式会社
代表取締役　須田　哲崇

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	55,057
	固定資産	203,773
	資産合計	258,830
負債及び純資産の部	流動負債	99,114
	固定負債	322,251
	負債合計	421,366
	株主資本	△162,536
	資本金	10,000
	利益剰余金	△172,536
	その他利益剰余金	△172,536
	（うち当期純損失）	(140,249)
	純資産合計	△162,536
	負債・純資産合計	258,830

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四二三万九四九三円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月二十九日
東京都中央区銀座三丁目四―一八
ソプラ銀座株式会社
代表取締役　須田　哲崇

第 29 期決算公告

令和７年 10 月 29 日

京都市伏見区銀座町一丁目356番地２

株式会社ニューヨーク・ニューヨーク

代表取締役　小﨑　昌平

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	597,819
	固定資産	921,887
	資産合計	1,519,707
負債及び純資産の部	流動負債	336,529
	賞与引当金	6,000
	固定負債	413,977
	退職給付引当金	5,958
	株主資本	765,673
	資本金	50,000
	資本剰余金	72,000
	資本準備金	49,499
	その他資本剰余金	22,500
	利益剰余金	643,673
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	641,673
	（うち当期純利益）	(9,962)
	評価・換算差額等	3,527
	その他有価証券評価差額金	3,527
	負債・純資産合計	1,519,707

第 16 期決算公告

令和７年 10 月 29 日
大阪市中央区釣鐘町一丁目５番１―1502号
南海株式会社
代表取締役　金寧　太宗

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	171,917
	固定資産	2,151,937
	合計	2,323,854
負債及び純資産の部	流動負債	456,586
	固定負債	1,583,795
	株主資本	283,473
	資本金	1,000
	利益剰余金	282,473
	その他利益剰余金	282,473
	（うち当期純利益）	(32,726)
	合計	2,323,854

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する新南海株式会社（住所大阪市中央区釣鐘町一丁目五番一―一五〇二号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十月十七日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日
大阪市中央区釣鐘町一丁目五番一―一五〇二号
代表取締役　南海株式会社
金寧　太宗

第 13 期決算公告

令和７年 10 月 29 日
宮城県名取市閖上東一丁目８番１号
株式会社エルヴェグリーン
代表取締役　鈴木　修一

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	41,012
	固定資産	80
	合計	41,092
負債及び純資産の部	流動負債	1,996
	株主資本	39,096
	資本金	20,000
	利益剰余金	19,096
	その他利益剰余金	19,096
	（うち当期純損失）	(4,576)
	合計	41,092

第 17 期決算公告

令和７年 10 月 29 日
宮城県仙台市若林区六丁の目西町８番１号
株式会社エルヴェ環境
代表取締役　鈴木　修一

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	598,941
	固定資産	115,553
	合計	714,495
負債及び純資産の部	流動負債	240,962
	株主資本	473,533
	資本金	30,000
	利益剰余金	443,533
	その他利益剰余金	443,533
	（うち当期純利益）	(6,236)
	合計	714,495

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日
宮城県仙台市若林区六丁の目西町八番一号
（甲）株式会社エルヴェ環境
代表取締役　鈴木　修一
宮城県名取市閖上東一丁目八番一号
（乙）株式会社エルヴェグリーン
代表取締役　鈴木　修一

第 50 期決算公告

令和７年10月29日
千葉県山武市津辺76番地
株式会社住まいの発見館
代表取締役　小川　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,038
	固定資産	1,121
	資産合計	2,159
負債及び純資産の部	流動負債	475
	固定負債	969
	株主資本	714
	資本金	30
	資本剰余金	5
	資本準備金	5
	利益剰余金	679
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	673
	（うち当期純利益）	(9)
	負債・純資産合計	2,159

第 1 期決算公告

令和７年 10 月 29 日
千葉県山武市津辺76番地
住まいの発見館不動産株式会社
代表取締役　小川　晴功

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50
	固定資産	1
	繰延資産	1
	資産合計	53
負債及び純資産の部	流動負債	51
	株主資本	1
	資本金	5
	利益剰余金	△3
	その他利益剰余金	△3
	（うち当期純損失）	(3)
	負債・純資産合計	53

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日
千葉県山武市津辺七六番地
（甲）住まいの発見館不動産株式会社
代表取締役　小川　晴功
千葉県山武市津辺七六番地
（乙）株式会社住まいの発見館
代表取締役　小川　大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月二十九日

東京都文京区千石四丁目四二番一四号

（甲）株式会社タップクリエイト

代表取締役　竹内　由佳

東京都渋谷区代々木五丁目四四番四号

（乙）株式会社アラントレイディング

代表取締役　竹内　保堯

第９期決算公告

令和７年10月29日

東京都文京区千石四丁目42番14号

株式会社タップクリエイト

代表取締役　竹内　由佳

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,899
	固定資産	54,000
	合計	74,899
負純資債及産のび部	流動負債	1,117
	固定負債	2,930
	株主資本	70,852
	資本金	72,000
	利益剰余金	△1,148
	その他利益剰余金	△1,148
	（うち当期純損失）	(895)
	合計	74,899

第49期決算公告

令和７年10月29日

東京都渋谷区代々木五丁目44番４号

株式会社アラントレイディング

代表取締役　竹内　保堯

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,985
	固定資産	11,453
	合計	27,438
負純資債及産のび部	流動負債	510
	固定負債	60
	株主資本	26,868
	資本金	10,000
	利益剰余金	16,868
	その他利益剰余金	16,868
	（うち当期純利益）	(214)
	合計	27,438

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の要旨は、左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

鉄鋼ビルディング四階

神楽坂４７特定目的会社

取締役　山本　祐紀

第　４　期　決　算　公　告

令和７年10月29日

東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

鉄鋼ビルディング４階

神楽坂47特定目的会社

取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債の部	
特定資産	7,109,079	流動負債	5,375,235
固定資産	7,109,079	負債合計	5,375,235
その他の資産	399,166	純資産の部	
流動資産	399,166	社員資本	2,133,010
		特定資本金	100
		優先資本金	2,160,000
		剰余金	△27,089
		当期未処理損失	27,089
		純資産合計	2,133,010
資産合計	7,508,245	負債・純資産合計	7,508,245

損益計算書の要旨

（自　令和６年８月１日　至　令和７年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	251,354
営業費用	149,839
営業利益	461
営業外収益	0
営業外費用	123,247
経常損失	21,271
税引前当期純損失	21,271
法人税、住民税及び事業税	981
当期純損失	22,253

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十一月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

浜松市中央区篠ケ瀬町一三六九番地

（甲）東海冷熱工業株式会社

代表取締役　辻村　勝

浜松市中央区篠ケ瀬町一三六九番地

（乙）株式会社ガスエアコン静岡ネットワーク

代表取締役　辻村　勝

第40期決算公告

令和７年10月29日

浜松市中央区篠ケ瀬町1369番地

東海冷熱工業株式会社

代表取締役　辻村　勝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	216,218
	固定資産	91,582
	有形固定資産	48,207
	投資その他の資産	43,375
	資産合計	307,800
負純資債及産のび部	流動負債	115,896
	固定負債	86,098
	株主資本	105,805
	資本金	20,000
	利益剰余金	85,805
	その他利益剰余金	85,805
	（うち当期純利益）	(13,890)
	負債・純資産合計	307,800

第16期決算公告

令和７年10月29日

浜松市中央区篠ケ瀬町1369番地

株式会社ガスエアコン静岡ネットワーク

代表取締役　辻村　勝

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,126
	固定資産	310
	投資その他の資産	310
	資産合計	3,436
負純資債及産のび部	流動負債	71
	固定負債	2,000
	株主資本	1,365
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,635
	その他利益剰余金	△1,635
	（うち当期純利益）	(285)
	負債・純資産合計	3,436

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

愛知県日進市浅田平子一丁目二八九番地

（甲）株式会社ユーアイテクニカ

代表取締役　小川　佳久

愛知県日進市浅田平子一丁目二八九番地

（乙）ユーアイソリューションズ株式会社

代表取締役　小川　佳久

第44期決算公告

令和７年10月29日

愛知県日進市浅田平子一丁目289番地

株式会社ユーアイテクニカ

代表取締役　小川　佳久

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	392,729
	固定資産	164,908
	合計	557,638
負純資債及産のび部	流動負債	68,402
	（賞与引当金）	(4,000)
	固定負債	27,173
	株主資本	462,061
	資本金	10,000
	利益剰余金	452,061
	その他利益剰余金	452,061
	（うち当期純利益）	(59,868)
	合計	557,638

第４期決算公告

令和７年10月29日

愛知県日進市浅田平子一丁目289番地

ユーアイソリューションズ株式会社

代表取締役　小川　佳久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,765
	固定資産	2,288
	繰延資産	64
	合計	21,118
負純資債及産のび部	流動負債	3,003
	固定負債	14,990
	株主資本	3,124
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 6,875
	その他利益剰余金	△ 6,875
	（うち当期純損失）	(3,209)
	合計	21,118

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

大阪市北区梅田一丁目一番三―二〇〇〇号大阪駅前第三ビル

（甲）株式会社現代広告社

代表取締役　井上麦太郎

兵庫県宝塚市中筋八丁目一九番七号

（乙）株式会社作兵衛

代表取締役　井上麦太郎

第12期決算公告　令和７年10月29日

兵庫県宝塚市中筋八丁目19番７号

株式会社作兵衛

代表取締役　井上麦太郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,187
	固定資産	878,761
	合計	904,948
負純資債及産のび部	流動負債	89,477
	固定負債	461,048
	株主資本	354,422
	資本金	77,500
	資本剰余金	76,500
	資本準備金	76,500
	利益剰余金	200,422
	その他利益剰余金	200,422
	（うち当期純利益）	(18,002)
	合計	904,948

第57期決算公告　令和７年10月29日

大阪市北区梅田一丁目１番３―2000号大阪駅前第３ビル

株式会社現代広告社

代表取締役　井上麦太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,865,221
	固定資産	33,230,691
	繰延資産	193
	合計	36,096,106
負純資債及産のび部	流動負債	2,413,375
	固定負債	11,753,820
	株主資本	21,928,911
	資本金	48,070
	利益剰余金	21,880,841
	利益準備金	12,017
	その他利益剰余金	21,868,823
	（うち当期純利益）	(1,009,059)
	合計	36,096,106

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

大阪府堺市堺区大浜西町六番地三

（甲）大阪鉄板株式会社

代表取締役　綾　清志

大阪府堺市堺区大浜西町六番地の三

（乙）三ツ矢商事株式会社

代表取締役　綾　美幸

第21期決算公告　令和７年10月29日

大阪府堺市堺区大浜西町６番地の３

三ツ矢商事株式会社

代表取締役　綾　美幸

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	864,724
	固定資産	1,401,243
	資産合計	2,265,968
負純資債及産のび部	流動負債	514,023
	固定負債	804,796
	負債合計	1,318,819
	株主資本	947,149
	資本金	3,100
	利益剰余金	944,049
	その他利益剰余金	944,049
	（うち当期純利益）	(8,973)
	純資産合計	947,149
	負債・純資産合計	2,265,968

第72期決算公告　令和７年10月29日

大阪府堺市堺区大浜西町６番地３

大阪鉄板株式会社

代表取締役　綾　清志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,278,893
	固定資産	72,248
	資産合計	1,351,142
負純資債及産のび部	流動負債	159,141
	固定負債	90,800
	負債合計	249,941
	株主資本	1,101,201
	資本金	45,000
	利益剰余金	1,056,201
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	1,044,951
	（うち当期純損失）	(457,263)
	純資産合計	1,101,201
	負債・純資産合計	1,351,142

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

鹿児島市伊敷六丁目一二番三二号

（甲）株式会社三竹工業

代表取締役　竹下　嘉将

鹿児島市伊敷六丁目一二番三二号

（乙）株式会社デザイア

代表取締役　竹下　友子

第20期決算公告

令和７年10月29日

鹿児島市伊敷六丁目12番32号

株式会社デザイア

代表取締役　竹下　友子

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,425
	固定資産	204,175
	合計	205,601
負純資債及産のび部	流動負債	233,760
	固定負債	11,696
	株主資本	△39,855
	資本金	3,000
	利益剰余金	△42,855
	その他利益剰余金	△42,855
	（うち当期純利益）	(3,449)
	合計	205,601

第45期決算公告

令和７年10月29日

鹿児島市伊敷六丁目12番32号

株式会社三竹工業

代表取締役　竹下　嘉将

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	564,211
	固定資産	141,564
	合計	705,776
負純資債及産のび部	流動負債	300,810
	固定負債	129,511
	株主資本	275,454
	資本金	20,000
	利益剰余金	255,454
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	250,454
	（うち当期純損失）	(990)
	合計	705,776

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月七日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十九日

富山県魚津市駅前新町九番一二号

（甲）株式会社河内屋

代表取締役　河内　肇

富山県魚津市駅前新町九番一二号

（乙）株式会社ねり家族巻乃家

代表取締役　河内　肇

第18期決算公告

令和７年10月29日

富山県魚津市駅前新町９番12号

株式会社ねり家族巻乃家

代表取締役　河内　肇

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,462
	固定資産	38,530
	合計	54,993
負純資債及産のび部	流動負債	1,463
	固定負債	45,900
	株主資本	7,630
	資本金	3,000
	利益剰余金	4,630
	その他利益剰余金	4,630
	（うち当期純利益）	(1,480)
	合計	54,993

第50期決算公告

令和７年10月29日

富山県魚津市駅前新町９番12号

株式会社河内屋

代表取締役　河内　肇

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	232,502
	固定資産	218,281
	合計	450,783
負純資債及産のび部	流動負債	69,571
	固定負債	124,716
	株主資本	256,496
	資本金	40,000
	利益剰余金	216,496
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	206,496
	（うち当期純利益）	(1,296)
	合計	450,783